
令和2年 第102回（定例）新温泉町議会会議録（第4日）

令和2年6月23日（火曜日）

議事日程（第4号）

令和2年6月23日 午前9時開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 報告第1号 令和元年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第3 報告第2号 令和元年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第4 報告第3号 令和元年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び財務諸表の報告について
- 日程第5 報告第4号 第32期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表の報告について
- 日程第6 議案第46号 新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第47号 新温泉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第48号 新温泉町税条例等の一部改正について
- 日程第9 議案第49号 新温泉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第50号 新温泉町手数料条例の一部改正について
- 日程第11 議案第51号 新温泉町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第12 議案第52号 新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正について
- 日程第13 議案第53号 新温泉町介護保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第54号 町道路線の廃止について
- 日程第15 議案第55号 町道路線の認定について
- 日程第16 議案第56号 新温泉町防災行政無線（デジタル同報系）整備工事請負契約の締結について
- 日程第17 議案第57号 浜坂北小学校プール移転等改築工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 報告第1号 令和元年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第3 報告第2号 令和元年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第4 報告第3号 令和元年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び財務諸表の報告について

- 日程第5 報告第4号 第32期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表の報告について
- 日程第6 議案第46号 新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第47号 新温泉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第48号 新温泉町税条例等の一部改正について
- 日程第9 議案第49号 新温泉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第50号 新温泉町手数料条例の一部改正について
- 日程第11 議案第51号 新温泉町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第12 議案第52号 新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正について
- 日程第13 議案第53号 新温泉町介護保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第54号 町道路線の廃止について
- 日程第15 議案第55号 町道路線の認定について
- 日程第16 議案第56号 新温泉町防災行政無線（デジタル同報系）整備工事請負契約の締結について
- 日程第17 議案第57号 浜坂北小学校プール移転等改築工事請負契約の締結について

出席議員（16名）

1番 池田 宜広君	2番 平澤 剛太君
3番 河越 忠志君	4番 重本 静男君
5番 浜田 直子君	6番 森田 善幸君
7番 太田 昭宏君	8番 竹内 敬一郎君
9番 阪本 晴良君	10番 岩本 修作君
11番 中村 茂君	12番 宮本 泰男君
13番 中井 次郎君	14番 谷口 功君
15番 小林 俊之君	16番 中井 勝君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 仲村 祐子君 書記 小林 正則君

説明のため出席した者の職氏名

町長 西村 銀三君 副町長 西村 徹君

教育長	西村松代君	温泉総合支所長	長谷阪治君
牧場公園園長	藤本喜龍君	総務課長	井上弘君
企画課長	岩垣廣一君	税務課長	長谷阪仁志君
町民安全課長	小谷豊君	健康福祉課長	中田剛志君
商工観光課長	水田賢治君	農林水産課長	西澤要君
建設課長	山本輝之君	上下水道課長	奥澤浩君
町参事	土江克彦君	浜坂病院事務長	吉野松樹君
介護老人保健施設ささゆり事務長	宇野喜代美君	会計管理者	仲村秀幸君
こども教育課長	松岡清和君	生涯教育課長	谷渕朝子君
調整担当	島木正和君	代表監査委員	川崎雅洋君

午前9時00分開議

○議長（中井 勝君） 皆さん、おはようございます。

第102回新温泉町議会定例会4日目の会議を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

休会中に各常任委員会が開かれ、それぞれ所管事務調査が行われましたので、本日は、その結果の報告、提出議案であります条例の制定及び改正などを中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重な御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

町長、挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議員の皆様、おはようございます。

定例会第4日目の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

休会中には、各委員会におきまして終始熱心に御審議をいただき、御指導を賜りましたこと厚く御礼を申し上げます。

また、この17日水曜日には、塩谷海岸が海開きを行いました。この19日には県外移動も解除され、観光客も少しずつ増えてまいっております。また、国の1人10万円給付金につきましても、昨日現在、対象5,675件のうち5,556件の申請を受けております。率にして97.9%、残りが109世帯となっております。金額で98.4%の支給ができる、そういう昨日現在の状況であります。引き続き100%を目指して頑張っております。

さて、本日の定例会は、報告案4件、条例案8件及び事件案4件について御審議をお願いするものであります。議員各位におかれましては、慎重かつ妥当なる御審議を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく

お願いいたします。

○議長（中井 勝君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、第102回新温泉町議会定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 諸報告

○議長（中井 勝君） 日程第1、諸報告に入ります。

まず、議長から報告いたします。

去る6月12日の会議以来、それぞれの会合に出席をしておりますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略いたします。

以上で議長からの報告を終わります。

次に、休会中の所管事務調査として各常任委員会が開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

初めに、総務産建常任委員会が6月16日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

中村委員長。

○総務産建常任委員会委員長（中村 茂君） それでは、令和2年6月16日開催、総務産建常任委員会の報告を行います。

今回の委員会は、6月定例会の議案に伴う条例案や規則、要綱案を主に調査したものでございます。対象は牧場公園課、農林水産課、建設課、商工観光課、税務課、企画課、総務課、議会事務局、所管全ての課で行ったものであります。各課とも質疑のあった内容を中心に報告したいと思います。

それでは、委員会資料の順によって報告します。資料を御準備ください。

最初に、牧場公園課であります。報告事項は1件、協議事項は1件でありました。

報告事項で、但馬牛博物館の増築について現時点の内容を受けたところであります。今回の増築は、美方地域の但馬牛システムの日本農業遺産の認定、世界農業遺産申請を踏まえ、世界に誇る但馬牛、神戸ビーフの歴史、価値を後世に伝える情報発信拠点として機能強化を図る。将来的には神戸ビーフ館をイメージし、牛の生産から流通消費体制の構築を目指すというふうな内容のものであります。施設整備では、増築面積約150平米、農業遺産のコーナーの設置では映像立体模型、まやの展示など、視覚的に理解できる構成でありますし、アプリを活用して5か国語、英語、中国語、韓国語、フランス語、日本語の多言語化に対応する施設であるということであります。事業費は9,800万円、これについては県が実施するものであります。

協議事項については、令和2年度一般会計補正予算（第5号）ですが、質疑はなく、全員賛成で承認したところであります。詳細は委員会資料等を御清覧いただきたいと思います。

次は、農林水産課であります。報告事項は4件、協議事項は1件であります。

報告事項で、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の任期満了で改選となるという報告がありました。また、補正にもありますが、経済構造対策事業については春來宮農組合のソバ栽培に伴う機械格納庫で、補助率は機械3分の1、建物2分の1とのことであります。同事業の内容については再度資料請求を求め、当日に資料が出たところであります。令和元年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について、令和元年度農業災害復旧費のほか、カモクラスター事業が主であります。カモクラスター事業は事業の取りやめで、計画変更について協議している状況という報告を受けました。委員会として、大変重要な事業でありますし、関係する前年度からの流れについて資料請求したところでもあります。

協議事項の令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）については、採決の結果、全員賛成で承認いたしました。詳細は委員会資料等を御清覧いただきたいと思います。

次は、建設課であります。報告事項は1件、協議事項は2件であります。

報告事項で、令和元年度繰越明許費繰越計算書については、土木費の関係が14件あります、また、新残土処分場1件の報告を受けました。

協議事項は町道路線廃止及び認定についてでありまして、議案第54号、町道路線の廃止については、前地区第一中土井西垣線、緊急避難道整備に伴う町道改良及び町道の付け替えにより道路網の見直しを行い、機能的な道路網を整理するもの。また、町道畑ヶ平線の県道若桜湯村温泉線供用開始（昇格）に伴い、道路網の見直しを行い、機能的な道路網を整理するものであります。

また、議案第55号、町道路線の認定ですが、第一中土井西垣線であります。これについては廃止して、また付け替えすると、そういう内容であります。

それから、この両議案とも、採決の結果、全員賛成で承認したところであります。詳細は委員会資料を御清覧いただきたいと思います。

令和2年度の補正予算であります。一般会計補正予算（第5号）については、質疑の中で、三尾地区の空き家除去の工事費が高過ぎるのではないかという質問があり、機械の進入ができず手作業になるということで高騰しているようであります。また、道の駅の除雪機の購入ですが、もともと建設課から借用の機械が故障との説明であったが、建設課は必要ではないのかということでありました。これについては、この除雪機は県の払下げであり、現在、町道管理上としては必要ないものであると、そういう内容でありました。採決の結果は、全員賛成で承認したところであります。詳細は委員会資料を御清覧いただきたいと思います。

議案第61号、新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）については、全員賛成で承認いたしました。

議案第62号、新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）については、跡地の利用についての質疑がありました。当面の管理として、憩いのスペース、

広場としたいと、いつでも利用可能な状況で管理したいとの答弁でありました。採決の結果、全員賛成で承認いたしました。詳細は委員会資料等を御清覧いただきたいと思います。

次、商工観光課であります。報告事項は3件、協議事項は1件でありました。

報告事項で、新型コロナウイルス感染症対策事業の進捗状況の報告がありました。質疑で、融資支援事業の申請者の業種はということがありました。信用保証料は、小売業1件、製造業1件、利子補給は、小売業1件、製造業2件、セーフティーネットは広範囲で小売業、それから、製造業をはじめ大型店も申請があったようであります。また、国、県の給付金、助成金の状況については、現在まだ把握できる状態ではないということでありました。

第32期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表の報告について、法人税の負担の扱い、また、退職金の扱いについての質疑があったところであります。

協議事項におきましては、令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）について、道の駅の除雪機の購入、プレミアム商品券の発行、広域観光PR事業についての追加資料説明があったところであります。

主な質疑では、プレミアム商品券の拡充において、発行時期は8月以降であり、発行総額の拡大、検討は行っていきたいと、また、広域観光PR事業は麒麟のまちDMOとの連携で実施するもので、ウェブサイト「アソビュー！」、これは全国ネットのようではありますが、この活用をすることでネット予約また精算もでき、広く効果が期待されると、そういう答弁でありました。採決の結果、全員賛成で承認したところであります。詳細は委員会資料等を御清覧いただきたいと思います。

また、その他というかの中で、今後のコロナ対策について聞いたところ、今定例会の追加補正で、町内飲食店、旅館・民宿のみ利用のプレミアム商品券3割を発行したいと、また提案させていただくというような内容でありました。

次は、税務課です。報告事項は4件、協議事項は3件でありました。

報告事項の主なものは、令和2年度ふるさと納税に係る住民税控除について、町内ふるさと納税者を148人、納税寄附額1,659万1,900円、住民税控除額は1,084万3,705円ということであるようであります。

また、新温泉町国民健康保険税の減免に関する規則を一部改正する規則は、同25条、減免規定に、生計維持者の死亡、障害者となった場合の規定を加えるものと。

また、新型コロナウイルス感染症対策における新温泉町国民健康保険税の減免に関する規則制定は、同感染症により生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯、また収入が大きく減少すると見込まれる世帯についての減免規則の制定でありまして、本年度、令和3年3月31日までの時限立法であります。

協議事項では、新温泉町税条例等の一部改正がございました。今回、8条立ての改正となるということでありまして、町民税関係では、未婚の独り親、寡婦、寡夫の不公平の

解消、肉用牛の課税特例の3年延長、長期譲渡所得の課税特例。固定資産税関係では、課税物件の相続人の申告、使用者みなし課税の創設のほか、町たばこ税の改正や延滞金の割合等の特例の見直し等も改正されるものであります。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連の固定資産税、軽自動車税その他、徴収猶予の制度などの特例についても附則として定義されております。施行日についてはそれぞれとなっているところであります。

質疑に対し、優良住宅地の造成については、本町には該当がないようであります。認定経営革新等支援機関とは税理士、公認会計士を指すということでありました。改正における固定資産の猶予なり減免等の周知はどうするのかということがあったんですが、広報やホームページは無論、コロナ対策全体での情報を出していくことで周知していきたいと、そういう答弁でありました。採決の結果は、全員賛成で承認したところであります。詳細は委員会資料等を御清覧ください。

次に、議案第49号、新温泉町国民健康保険税条例の一部改正についてですが、新型コロナウイルス感染対策も意識し、大規模な基金取崩し9,000万円を行い、税額の軽減を図っていると。前年対比で1世帯当たり2万5,691円の減で、11万9,602円、17.85%の減であります。1人当たりで見れば1万5,384円の減で8万1,155円となり、18.09%の減であります。県下でも最高の減少率となっているということでありました。

質疑で、基金投入の実績がありました。平成30年度は3,000万円の予算で、決算では取崩しなし、令和元年度、5,000万円の予算でありましたが、1,200万円の決算となると、現在の基金残高は約3億9,000万円となる予定であります。

次に、子供の平等割の検討はどうかということですが、地方税法の定めや令和6年度県下税率一本化の予定もあり、引き続き研究し、検討したいと、そういう内容でありました。採決の結果、全員賛成で承認したところであります。詳細は委員会資料等を御清覧いただきたいと思います。

議案第58号、令和2年度新温泉町一般会計補正予算については、採決の結果、全員で賛成いたしました。委員会資料を御清覧いただきたいと思います。

次、企画課です。報告事項は4件、協議事項は1件であります。

報告事項の主な質疑の部分で、新しい地域コミュニティづくりの地域ごとにとあるが、地域とはという部分で、既に区域割りを報告しておりますが、温泉が5地域、浜坂が6地域で進めたい、そういうことであります。

また、公衆無線LAN整備については、庁舎内で8台設置すると、従来、現行ですと1台20台が接続できるんですが、今度の新しい機械では1台当たり256台接続できると、ですから、8台でいきますと最大2,048台が接続できる公衆無線LANと、そういう内容であるようであります。

それから、道の駅駐車場の拡大についてですが、開設時間の課題であり、イベント時

は不足して車が入らないというようなところがあります。そのために高架下を使うという内容であるんですが、利用については、高架工事が完了後となるため、誘導部分についての用地取得を先行したいと、そういう思いであるようであります。バスターミナルも想定しているが、現在の想定用地では無理があるということでもあります。また、新たなプロジェクトチームの立ち上げがありますが、プロジェクトチーム、7チームになります。ゴールを明確にして対応したいと副町長からの答弁があったところであります。

委員会として、道の駅のリニューアル計画、駐車場計画、誘客対策、店舗対策、バスターミナル等、リニューアル計画を示すべきであると、その中で必要性が明確になってくるということで、検討を求めたところであります。また、新しい地域コミュニティーづくりは合意形成、住民理解を第一に、拙速に進めないよう意見として要望したところであります。

協議事項では、令和2年度新温泉町一般会計補正予算について質疑がありました。会計年度任用職員の人件費の計上について計上があったかということで、ケーブル事業で、正職員の1名減に伴う補充された職員の分であるということでありました。採決の結果、全員賛成で承認したところであります。詳細は委員会資料等を御清覧いただきたいと思っております。

次は、総務課であります。報告事項は4件、協議事項は3件でありました。

報告事項の主な質疑の部分で、不正行為再発防止検討委員会委員は3人で、大学教授、弁護士、県職員を予定している。今回の事件を中心に委員会審議を進めたい。現在のところ、事件の内容については全協で報告した以上の情報は入っていないと。7月13日に初公判があるということでありました。また、分限懲戒委員会との関わりはないという答弁でありました。

協議事項、新温泉町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定ですが、特別職の給与を7月から9月、3か月間減額するものであります。町長は20%、月額14万7,200円の減額、副町長は10%、5万8,880円の減額、教育長は10%、5万3,360円の減額、それぞれ3か月間減額するものであります。減額3か月の合計は77万8,320円になり、コロナ対策の財源に充ててほしいと、そういうふうな内容でありました。

質問がありまして、減額の意味なりが分からないという質問があったんですが、町長から、コロナ感染症で住民が苦しい生活を余儀なくされている、減額率についての、町長20パー、副町長等10パー、これの減額率の根拠は特に持ってないと、寄り添う気持ちで減額を提案したと、また、他の市町との協議したものではないと、そんな答弁がありました。採決の結果、4名の賛成多数で承認したところであります。詳細は委員会資料等を御清覧いただきたいと思っております。

新温泉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した職員に対して特殊勤務手当

を支給するため、所要の改正を行うものであります。手当については、当該作業の危険性を踏まえ、日額3,000円、体に接触する等の者については4,000円とするものであります。

質疑で、同附則第3項の期間についてはということ、それから支給される具体的な範囲が分からないという質問がありました。今回のコロナに関しては、2月7日から1年間ということが期間です。様々な対応がありますが、病院を支えるよう想定しており、既に発熱外来も実施しており、4月1日に遡及して改正したいと、そういう答弁でありました。採決の結果、全員賛成で承認したところであります。詳細は委員会資料等御清覧ください。

また、新温泉町一般会計補正（第5号）について質疑がありました。各課で職員の増減が分かるような資料がないのかということについては、特には作っていないと。また、中学校費委託金は県教委の割当てが一般的であるということがありました。雑入の派遣職員給与費負担金については、派遣職員の入替えでの差額が発生しているということでもあります。現在の派遣は、北但行政事務組合、浜坂土木事務所に派遣していると、そういう答弁でありました。採決の結果、全員賛成で承認したところであります。詳細は委員会資料を御清覧いただきたいと思えます。

次は、議会事務局であります。協議事項は1件、一般会計補正予算（第5号）についてですが、採決の結果、全員賛成で承認したところであります。

最後に、閉会中の継続審査については10項目を議長に提出することにいたしました。総じて、今回の議会におきましては議案や資料の差し替えが多く見受けられました。それぞれ緊張感を持って、十分精査して提出いただけるように申し上げておきたいと思えます。

以上、長くなりましたが、総務産建常任委員会の報告といたします。

○議長（中井 勝君） 総務産建常任委員長の報告は終わりました。

委員長の報告のうち、協議事項について質疑があればお願いします。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。質疑を終わります。

中村委員長、ありがとうございました。

次に、民生教育常任委員会が6月18日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

宮本委員長。

○民生教育常任委員会委員長（宮本 泰男君） 失礼いたします。ただいまより民生教育常任委員会の報告をいたします。

新温泉町会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。開催日時は6月18日に行いました。所管事務調査は、今回は6課ありました。こども教育課、生涯教育課、町民安全課、健康福祉課、上下水道課、公立浜坂病院。次に、事務調査内容につきまして

は報告事項と協議事項であります。

各課の事務調査を順序を追って報告いたします。

まず、こども教育課です。報告事項は7件ありました。説明と質疑のあった件につきまして報告いたします。

1件目、新温泉町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についての審査がありますが、質疑で、規則改正時期が遅かったんじゃないか、コンプライアンス上不適切である、また、参事の地位、職務の条文が不明瞭であり、整理整合すべきではないかという質疑に対しまして、町長部局と調整して決めて遅くなって、反省はしておりますと、今後、精査並びに整備しますという答弁でありました。

次に、協議事項は2件ありました。議案第57号、浜坂北小学校プール移転等改築工事請負契約の締結についてであります。質疑がありました。指名業者が7社、応札業者は3社の入札状況であり、この状況は適切ではないと思われる。入札参加者審査会は機能しているのか、また、見直し検討すべきであるという質疑に対しまして、町内業者を対象にしたことと、技術員体制等で辞退があったと、なお、審査会で決定をいたしましたとの答弁でありました。

次に、議案第58号、令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）について、全員了承しました。

次に、生涯教育課です。報告事項は2件ありました。お手元に資料を御覧いただきまして、詳細は資料を御清覧ください。質疑はありませんでした。

次に、協議事項は1件ありました。議案第58号であります。これも一般会計補正予算（第5号）についてであります。審査しまして、質疑が若干ありました。麒麟獅子舞が国の重要文化財認定を受けて、祝いのぼりの予算が当初予算に計上すべきではなかったかという質問に対しまして、国の認定が3月16日にあったので当初予算に間に合わなかったとの答弁でありました。全員了承しました。

次に、町民安全課です。報告事項2件ありました。2件とも質疑がなかったので、お手元の資料を御清覧ください。

協議事項は4件ありました。まず、議案第50号であります。新温泉町手数料条例の一部改正について、内容は、情報通信技術の活用による行政手続に係る利用に関する法律等の一部改正、通知カードの発行廃止に伴う所要の改正であります。質疑なく、全員了承しました。

次に、第51号議案であります。新温泉町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてであります。内容は、損害補償の基準を定める政令の改正に伴う所要の改正であります。質疑なく、全員了承しております。

次に、新温泉町防災行政無線（デジタル同報系）整備工事請負契約の締結についてであります。この概要は、防災行政無線通信施設デジタル化整備を平成28年度から基本計画に基づき、年次的、計画的に実施しているものでありまして、防災行政無線の整備

工事を行うものであります。概要は、予定価格は1億6,072万7,400円で、最低見積業者は日本無線株式会社兵庫営業所ということでありました。詳細はお手元の資料を御清覧ください。これも審査の結果、全員了承しました。

次に、議案第58号ですが、一般会計補正予算（第5号）については全員了承しました。

次に、健康福祉課であります。報告事項4件ありました。まず1点目の、新温泉町高齢者重度障害者医療費助成事業実施要綱の一部改正についての説明がありましたけども、これは該当者がいないということですので省略いたします。お手元の資料を御清覧ください。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に対する介護保険料の減免に関する規則について。この内容としましては、新温泉町介護保険条例、介護保険料の減免において、新型コロナウイルス感染症による所得の減少を町長が必要と認める者とし、その減免の実施について必要な事項を定める規則であります。お手元の資料を御清覧ください。

次に、障害者グループホーム建築・運営事業者に係る審査結果について。これは、団体名は特定非営利活動法人ぶろじゅくとPlus、また、建物概要は木造2階建て、定員10名、建物竣工、令和3年3月の予定であるということです。詳しくはお手元の資料を御清覧ください。質疑がありまして、募集方法、応募者は何社、何名あったかという質疑がありました。答弁として、募集方法は公募でいたしました、応募は当該1社であったという答弁でありました。

次に、緊急通報システム事業運営業務のプロポーザルの審査結果についてであります。この事業者は大阪ガスセキュリティーサービス株式会社、詳細はお手元の資料を御清覧ください。

協議事項は5件ありました。まず、議案第52号、新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正についてであります。議案第52号は質疑はございませんでした。

議案第53号でございます。新温泉町介護保険条例の一部改正について、これ、質疑がありまして、効果は、狙いはという質問に対しまして、もともと規定はなかったんですが、新型コロナウイルス感染症対策で改正、追加する、保険料は徴収しやすくなるという答弁でありました。

次に、議案第58号、これは新温泉町一般会計補正予算（第5号）についてであります。質疑がありました。社会福祉総務費で、委託業者は町内、町外を示してほしいという質疑に対しまして、答弁として、町内は2業者であって、町外は5業者であるという答弁を受けてます。

次に、議案第59号と、次の議案第60号、これは質疑なく、全員了承しました。

次に、上下水道課であります。報告事項1件ありました。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う新温泉町水道料金減免規定についてであります。内容は、新温泉町水道事業給水規定に規定する水道料金の減免において、新型コロナウイルス感染症による本町

経済及び町民生活への影響を、その他町長が公益上その必要があると認めた料金等に該当するものとし、その減免の実施について必要な事項を定めるものとする。対象者、対象料金、対象期間等につきましてはお手元の資料を御清覧ください。

協議事項は3件ありました。これは、令和2年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第1号）について、次に、令和2年度新温泉町水道事業会計補正予算（第2号）について、次に、令和2年度下水道事業会計補正予算（第1号）について、3件、質疑なく、全員了承しました。

最後に、公立浜坂病院介護老人保健施設の所管事務調査であります。報告事項は3件ありました。2件目の新温泉町医療技術者育成奨学金貸与規則の一部改正について、改正理由と概要としまして、2017年5月に成立した民法の一部を改正する法律は、2020年4月1日に施行される保証人の極度額の設定が必要となるため、新温泉町医療技術者育成奨学金貸与規則の一部を改正するものであるということであります。これはお手元の資料を御清覧ください。次に、浜坂病院事業についてもお手元の資料を御清覧ください。

協議事項は1件ありました。令和2年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第1号）について、これも質疑なく全員了承しました。

今回、付託事件が1件ございました。請願第1号であります。去る6月4日の議会によりまして、議長より付託されました案件であります。教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充を図るための、2021年度政府予算に係る意見書の採択を求める請願書であります。審査の結果、全会一致で採択されました。

以上、民生教育常任委員会の報告といたします。

○議長（中井 勝君） 委員長、閉会中の継続審査。

○民生教育常任委員会委員長（宮本 泰男君） すみません。閉会中の継続審査につきましては、提案どおり議長に申し出ることを決定いたしました。

○議長（中井 勝君） 民生教育常任委員長の報告は終わりました。

委員長の報告のうち、協議事項について質疑があればお願いいたします。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） 質疑ありません。これをもって質疑を終わります。

宮本委員長、ありがとうございました。

次に、議会広報調査特別委員会が6月12日に開かれておりますので、委員長からその報告をお願いします。

阪本委員長。

○議会広報調査特別委員会委員長（阪本 晴良君） それでは、議会広報調査特別委員会について報告いたします。

去る6月12日、全員協議会終了後に委員会を開催し、第102回定例会に関し、議

会日より59号の発行につきまして協議をいたしました。発行は24ページ立てとして、7月22日木曜日に発行することに決定いたしました。つきましては、原稿依頼は本日6月23日に依頼し、締切りは7月1日水曜日といたします。よろしくお願いいたします。毎回同じことですが、一般質問の記事についてはお配りする原稿データを利用してください。また、写真を1点掲載しますので、写真データをお持ちの方は原稿と一緒に提出をお願いいたします。その際、写真のコメントについては、記事内容を補完する意味もありますので、必ず添えていただきますようお願いいたします。

また、5月11日に開催されました第100回臨時会に関しましては、閉会后、持ち回りの委員会として承認の上、5月22日に臨時号を発行いたしました。さらに、5月27日の第101回臨時会に関しましても、同じく持ち回りの上、6月11日木曜日に臨時号を発行し、区長便に依頼し、発送いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（中井 勝君） ありがとうございます。

以上で諸報告を終わります。

日程第2 報告第1号

○議長（中井 勝君） 日程第2、報告第1号、令和元年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和元年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令の規定により御報告を申し上げるものであります。内容につきまして、総務課長が説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） それでは、令和元年度一般会計繰越明許費繰越計算書について報告をいたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定では、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会においてこれを議会に報告しなければならないとされております。

それでは、審議資料の1ページを御覧いただきたいと思います。繰越明許費に係る歳出事項別明細を示しております。今回、元年度事業で令和2年度へ繰り越したものは、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費で、計16事業でございます。農林水産業費では畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のほか2事業、商工費では自然環境整備交付金事業、土木費では消雪工改良事業のほか5事業、消防費では防火水槽整備事業、土砂災害・洪水・津波ハザードマップ作成事業、教育費では夢ホール耐震改修事業のほか2事業、災害復旧費では、昨年10月に襲来しました台風10

号による農業用施設災害復旧事業となっております。

中心部分の金額欄が、前年度3月補正で認めていただきましたそれぞれの事業の繰越限度額でございます。その右側の翌年度繰越額が前年度中に執行済みの金額を差し引いた実際の繰越額となります。合計で5億8,833万8,000円となります。資料の右側にそれぞれの事業に係る歳出予算の明細として、節、細節の金額を示しております。

なお、事業の進捗につきましては、農業用施設災害復旧事業では4月27日に既に完成しておりますし、自然環境整備交付金事業、防火水槽整備事業においては7月末を完成予定としているものもでございます。一部の事業において未発注の事業もございますが、早期発注、早期完成に努めております。

それでは、議案に戻っていただきまして、地方自治法の施行令第146条第1項の規定によりまして、繰越明許費の歳出予算の経費については必要となる財源をつけて繰り越さなければならないとされておりました、繰越明許費繰越計算書にその財源内訳を事業ごとに示しております。最下段を御覧いただきたいと思っております。それぞれの既収入特定財源はなく、国庫支出金4,826万1,000円、県支出金4,979万1,000円、地方債4億5,960万円など、未収入特定財源が記載のとおりで、残りは一般財源3,068万6,000円となっております。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。なお、総務産建常任委員会において説明不足であった、6款農林水産費、1項農業費、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業について追加資料が配付されておりますので、この件については、総務産建常任委員会の議員の質疑を許可することにいたします。

それでは質疑、お願いをいたします。

2番、平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） 今この計算書の中に載っていないというところでお伺いしたいんですけども、昨年度の当初予算で特定危険空き家の除却について、工事請負費を300万円、当初予算で上げていたと思うんです。未執行のまま年度末を迎えて、今回の補正予算の中にまた改めて業務委託料として上がってきてるんですけども、この辺りは繰越しに入れない、ちょっとその辺りの整理を説明していただきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 三尾の空き家の除却ということで、令和元年度の当初予算のほうでお認めをいただきまして、執行するというので進めてまいりました。それで、第4四半期でやっと手がつけたということで始めたんですけども、この繰越しの協議をする段階が1月末でございまして、その段階では当初予算の中でいけるということで、他の除却に当たりましての、補助事業で助成しております除却した結果を見ても、この金額でいけるだろうと踏んでおりましたが、設計に当たり、1月末から見積りを取らせ

ていただきまして調整いたしましたところ、最終的には2月末に見積りが揃いまして金額を査定しましたところ、とても当初予算では難しいということで、内容を精査しますと、やはり現場状況が難しいということで、その条件の設計を含めなければ執行できないという判断をいたしました。

繰越しの時期を逃したということがあってできませんでしたことが1点と、金額的に高くなったということがございまして、国の補助事業が使えないかということで、県を通して国と協議いたしました。その中で、新年度で何とか補助事業としていけるだろうということで調整をいたしまして、この年度に入りましてから再度調整して、補助事業でいけるということで、もう繰越しはできないということがございましたし、それから、補助事業で上げるということがございますので、新たに予算を補正で組ませていただくという方針でこのたび補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 2番、平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） 事業自体のかけりが、結局1月ぐらいからスタートしたので、昨年度の予算の中で補正をかけたとしてもできずに、未執行のまま残で、今回、新年度に上がるっていう整理なんじゃないかな。早めにスタートしておけば、年度内に、例えば工法の変更とかそういう部分が必要であれば、昨年度内で増額補正なりして、既に執行できていたんじゃないかなと思いますので、その辺り、また注意していただきたいなと思います。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 議員の御指摘どおり、事業調整に当たりまして十分時間を取っていただければ間に合っていた可能性はございます。しかしながら、元年度につきましては、建設課の中のことでございますが、新残土処分場の本格化、それから県土木工事でございますが浜坂道路2期の関係で着工式を含みます事業調整があったこと、それから街路事業の浜坂駅港湾線や国道178号の交差点改良などの事業調整に時間を要したこと、それからまた、元年度では技術職が1人増えるということで予定しておりましたが増えなかったということがございまして、年度に入ってから技術の補助員ということで2度募集を行いましたけども応募がなかったということで、全体的に事業の進捗が遅れたということについては否めないところでございます。効果が早く出せるように補正をいただきまして、事業進捗に当たっていきいたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） そのほか。

13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） 13番。お尋ねいたします。8款の4項都市計画費、中心市街地活性化推進事業、これは何回目の繰越しになるのでしょうか。

それから、事業が一切進んでないということで、私も一般質問させていただいたんですけども、今年度、本当にどういう方針で臨むつもりなのか、そのことをちょっとお尋

ねしたいんですけど。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） この事業につきましては昨年度も繰越しさせていただき、今年も繰越しということでございまして、工事につきましては今のところできてないというのが現状でございます。今年も繰越しさせていただきました八幡神社線の階段の部分、それから、観光地への誘導案内板につきまして準備しておりますけれども、階段につきましては今月の終わりに入札ということでございます。引き続き、誘導案内板の入札の準備させていただきたいと思っておりますし、それからあと、国道に駐車場の案内をさせていただく看板2基と、それから、カラー舗装になりますけれども、町内の道路舗装ということで事業を進めていきたいと思っておりますけれども、湯村の町並みを検討する会で検討していただいております事業につきましても、来年度以降調整をさせていただき、内容もさらに増やして事業を進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） そうですね、八幡神社線の修景整備、これが入札3回もしても実際に落札にならないと、こういったところを含めて、やっぱり、どういう方法ならばっていうことを、その考えをちょっと聞きたいんですけどね。どうしていくのか、今のまんまでは実際に進まない、看板だとかあそこら辺はまだやったことがないわけですから、一応はこういう看板だっということを決めてあるわけですけども、その落札をしないものが、実際に3回もやって、一体これからどう考えてやるのか、それを教えてください。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 階段の箇所が、建物が接近しておりまして、幅員も狭いということでヤードも取りにくいということがございまして、資材の運搬につきましてはモノレール等を使うということで設計を見直しておりますし、さらに、通行の関係もありますので、ガードマンのほう、観光地ということで増やしているということで、そういう点の見直しを主に行ったところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

○議員（13番 中井 次郎君） はい、もういいや。

○議長（中井 勝君） そのほか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 大きく2点お尋ねします。まずは、9款の消防費の委託料811万8,000円のハザードマップの作成事業についてですけど、全協とか、あと、同僚議員の一般質問等もありましたが、県が管理する河川でのハザードマップの作成ということだったんですが、この周辺、宮谷川ですか、ここの洪水・浸水想定とかはできないかというようなことが同僚議員の質問にもありました。できませんというような答弁だったんですけど、この周辺には非常に避難所となってる公共施設がかなり多く建っ

ておりまして、浜坂高校とか、B & Gとか、浜坂体育センター、芦屋公会堂、たくさん避難所になっております。そしてまた民家もかなり建っておりまして、ここの浸水想定が周辺の住民の皆さんの避難経路の策定のために非常に重要であると思われるんですが、その辺りを考慮して、何とかハザードマップに加えることができないのかという点をお尋ねします。

それから、10款の教育費ですが、小・中学校の校内通信ネットワーク環境整備事業についてです。教室などの校内にLANを増設して、タブレットからいろんな学習ができるようにするということがあったと思いますが、セキュリティーの問題で、各生徒が持ったタブレットから、学習系のシステムではなしに、校務系のいろんな、生徒さんの成績とか家庭環境とか、そういったものが入ってるような部分にアクセスできないようにしないといけないんですが、以前、一般質問で、温泉地域の学校については完全分離していると、校務系と教育系のシステムが。ただ、浜坂地域においては理論的な分離であるということで、実際、学校の先生に聞いてみたら、パスワードを入れれば校務系のシステムに教室のタブレットを使ってアクセス可能であるということをお聞きしました。セキュリティーの面から非常に危ないなと思うんですが、今回のそういった整備において、こういった完全分離ということができないのか、できなければ、セキュリティーを確立するような方策を練っていただきたいのですが、何か具体策があればお答え願いたいと思います。

それから、もう一つ、GIGAスクールの件で、タブレットの購入は、民生教育常任委員会を傍聴しておりましたら、9月をめどということをおっしゃっておられました。さきの臨時議会で、モバイルルーターについては8月からの使用料を見込んでいたという答弁でした。ということは、モバイルルーターの設置が先に進んで、タブレットが後になるというふうに考えられるのですが、その辺りの整合性はどうなんでしょうか。タブレットが来ないまでに、そういったネット環境が整っていない家庭に対して、タブレットがない時点でそういったモバイルルーターの設置工事等をするのか、その辺りをお答え願いたいと思います。以上です。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 土砂災害・洪水・津波ハザードマップの作成の件でございますけども、先般、全協で土木管理河川の調査結果については御報告をさせていただきました。同様の調査を町河川では行っておりませんので、このたびのハザードマップにはとても間に合わないということでございますし、町河川の管理は県河川の管理に比べて、延長とか流域、降雨を受ける降雨対象面積等が少なくなりますので、影響はそんなに大きくないということで、調査費をかけてまでの実施ということは現在のところは計画をしていないということでございます。

○議長（中井 勝君） 松岡こども教育課長。

○こども教育課長（松岡 清和君） まず、繰越しの関係で校内LANの整備と電源キャ

ビネットということで、現在調整をしながら早期実施に向けて取り組んでいるところがあります。そういった中で、セキュリティーのお話をお伺いしました。私もちょっと理解が十分でない部分があります。そういった面で、今後、実施段階でそういった御意見を踏まえて、どうすればそういうことが確保できるのか、引き続き実施段階でそういったことについても努めてまいりたいと考えております。

それから、タブレットの関係が9月末を目途ということで、これは県の共同調達ということがあったものですから、その辺の情報の中でそういったお話をさせていただきました。それから、モバイルルーターにつきましては当然町の単独の執行ということで、そういった時期からの購入が可能だろうというお話をさせていただきました。当然、両方そろわなければ実施はできないと考えております。

それから、今回の議会の中でもたくさんの課題、不公平感であるとか、平等であるとか、指針の策定であるとか、備品としての管理であるとか、いろんなことの御意見をお伺いしたところであります。そういったことも整理をする中で、今後実施につなげてまいりたいと考えているところであります。以上です。

○議長（中井 勝君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） ハザードマップの件ですが、このたびのハザードマップには予定しておりませんという言い方だったんで、じゃあ、次に考えるときはされるのかなという思いで答弁聞いておりましたが、河川の延長が短いので影響は大きくないということで、ずっとしないような答弁として受け取らせてもらっておりますが、この周辺地域、大体人口が何人ぐらい住んでおられますか。もし分かれば答弁お願いします。

それから、セキュリティーの問題ですけど、他県の事例で、学校の近くでタブレットを持ってきて、そういったことにたけた少年がいろんなことを繰り返して、パスワード見つけて、それで校務系システムに侵入したと、そういった事例がありますので、本当に、例えば、LANとか、学校が終わっている夜間とか、それから長期休暇のときとかは当然電源を切っていただくとか、そういったいろんな方策を用いて、セキュリティー、しっかりとしていってほしいと思います。

それから、モバイルルーターの件ですが、傍聴していた感じ、臨時議会のことでしたが、モバイルルーター自体は県との共同購入ではない、町単独の購入ということでしょうか、ちょっと御答弁をお願いします。

○議長（中井 勝君） 松岡こども教育課長。

○こども教育課長（松岡 清和君） セキュリティーの関係につきましてはいろんなそういった事例もありますので、そういったことも踏まえて対応に努めてまいります。

それから、県の共同調達につきましては、タブレット端末がそういった対象になっておりますので、モバイルルーターにつきましては町単独で購入について事務処理をしていくということになります。以上です。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） この周辺の人口につきましてはちょっと今調べておりますので、自治区の人口等をまた後ほど報告をさせていただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） いいですか。

そのほか。

15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） 繰越明許につきましては、早期発注、早期完成、総務課長そう言われましたけれども、当然ですね。その中で気になる点がございまして、農林水産業費の農業費、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業2,043万6,000円、これは3月に補正予算で附帯決議をつけて可決された部分ですね。先ほどの委員長の報告の中でも、質疑がたくさんあって、追加資料を要求したと。追加資料が届きました。その追加資料の一番最後のところを見ますと、5番の現状で、本事業を活用して、令和2年度内に施設を整備する予定であったが、取組主体から取りやめの意向を受け、国、県と調整中となっておりますね。これは、どういうことでこういうことになっているのか説明をお願いいたします。

また、その上の7の経過のところ、4月に取組主体から事業の取りやめの連絡がある、4月ってありますね、4月の何日にあったんですか。早過ぎるような気がするんですけども、そこも説明をお願いします。

○議長（中井 勝君） 西澤農林水産課長。

○農林水産課長（西澤 要君） 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業についてでございますが、取組主体からの連絡は4月1日の夕方に、最初に意向の連絡がございました。その後、県にも報告する中で、県の担当、それから担当課長も含めて、再度取組主体とお話をさせていただきました。また、その後、5月に入ってからでございますが、兵庫県農林事務所の所長、それから普及センターの所長もまた取組主体への聞き取り調査なんかもされたところでございます。その中で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴います社会情勢の変化ということがございます。それから、3月の議会の中での附帯決議がなされたことに対しての、その事業の取組への意欲が減退したというような内容がございまして、そこが理由となりまして、ここにございます事業の取りやめということになっております。今後におきましては、意思を確認する中で、事業の計画変更ということで現在進めているところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） 所管委員会ではありませんので、その辺の詳しい内容のことについては私の理解不足もあるし、質疑がずれているかも分かりません。それを前もって言うておきながら、もう1回質問したいと思います。

追加資料の中の3ページ、5番の事業効果の中で、これはもう既に済んでいる事業の部分ですけども、計画的な生産管理と生産量の拡大を図ることができるようになって、令和3年度の目標は6,000羽となっておりますね。ということは、この最初の事業をしたと

きに、今回取りやめようと思ってる事業もセットでなっているというように理解をするんですけども、半分だけしといて半分やめたよなんていうことになるんでしょうかね。何かうがった見方をしたらそんな感じもするんですけども、その説明をお願いいたします。

それと、やめたいという理由の中に、コロナと、議会によるその附帯決議のことで意欲が減退したと言われましたね。する気が初めからあったんでしょうかね。この附帯決議はむちゃな内容でもなくて、当たり前の内容のことですよ。このことがついたからやめようかなんて、こういう取組があるのかなということをもう一度確認をしたいと思います。

○議長（中井 勝君） 西澤農林水産課長。

○農林水産課長（西澤 要君） カモ舎の整備につきましては、令和元年度の経営構造対策事業の中で加工施設を整備しておりまして、その中で、増頭することによりまして、生産量の増加、それから雇用の拡大等につなげていくとしておりました。あとの事業とはまた別の事業でございまして、あとの事業につきましてはその増頭の手法として出てきたものでございますが、1つをやめることによって、前の、最初の事業についての効果が出ないんじゃないかという懸念はございます。そのことにつきましては、自己資金で、計画は遅くなるんですが、順次拡大していきたいというお話がございました。

あと、そのやめたいということに対しましては、社会情勢の変化、それから附帯決議がございました。その間に、期間は短かったと思うんですが、そういう取組主体の方の考えがあったということでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） ハザードマップの件ですけど、そこに世帯数なり人口がどの程度住んではるかちょっと分からないんですけども、宮谷川を調べてみると、1.7キロあるんですね。これは大変な私は影響だと思うんです。500ミリ以上降るっていうことになってますからね。町としても当然そういうことについて、県はここまででしょうから、町が独自に調べて、そういう降雨量の基に、例えば浜高なら浜高が、あそこは避難所になってますからね、どの程度の水位になるのか、それをきちっと調べてみなければ本当の意味でのハザードマップにはならないと思うんですけど。これは県だ、町に実際に大きな川が流れておるのに、そこがどんな影響を与えるかもやっぱり調べる必要があるんじゃないですか。土木の横を通ってますし、それを申し上げたいと思います。

それから、そのアイガモの件ですけども、附帯決議は正当だというお話もありましたけど、実際に私は質疑の中で、具体的な数字なりそれなりあるんですかって聞いて聞いたら、それについては提案者ははっきりとはお答えになりませんでした。私は御本人にも尋ねましたけども、この附帯決議によって心が折れたということを言われました。そ

れで、私はどうも今回の事業採択に当たっての法令の関係でそこまで求めているのか、これが私は疑問だなあと思いました。それと、この件で事業主体からいわゆる中止にしたいっていうことで取組主体から事業の取りやめの連絡があったと、これについて取りあえずこの繰越明許をしておくということでの解釈はいいんでしょうか。その点をちょっと尋ねたいですね。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 先ほど御質問のあった件でございます。この浜坂、芦屋の、ちょっと人口は分かりませんが、世帯数で申しますと、全体で1,467世帯、浜坂、芦屋でございます。そのうち宮谷川に接する町内会の世帯数、472世帯となっております。

先ほど申しましたように、宮谷川の影響については町独自では調査をしておりません。ハザードマップ等に載せるとなりますと、それなりに国の示したマニュアル等に基づいて、科学的に分析して公表しなければなりませんので、今のところはそういった予算、時間等がないということでございます。先ほど申しましたように、影響は当然、500ミリ降れば影響はないとは言えませんが、そんなに大きくないのではないかと途中で、調査には現在のところ至っていないということでございます。

○議長（中井 勝君） 西澤農林水産課長。

○農林水産課長（西澤 要君） 畜産・酪農収益力強化整備事業についてでございますが、これの財源といたしまして国費が充たっております。国費につきましては、令和2年3月24日に内示をいただきまして、その後、繰越しの手続をいたしまして、4月7日付で国費の繰越しの承認をいただいているところでございます。

事業といたしましては、現在も継続しているということがございまして、今回の繰越しということをお願いしているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） そのほか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） すみません、先ほどのハザードマップの件ですけど、一緒に質問すればよかったのですが、過去の宮谷川流域の浸水事例というものがあつたら、後で結構ですのでお知らせください。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 調査いたします。

○議長（中井 勝君） そのほか。

12番、宮本泰男君。

○議員（12番 宮本 泰男君） 先ほどの畜産・酪農収益力強化整備事業の繰越しの件でありますけど、繰越しをするということをお認めしてくれていいことですね。本人は心が折れて、これを取り下げるといふことを申し出ておられますね。この件につきましては、私、附帯決議をしたときの条件付けに疑問を感じまして、過度な条件をつけるべきじゃ

ないかということで、この附帯決議をつけるのに反対したんですけど、多数決ですので附帯決議は採択されましたが、課長、お聞きしますけど、クラスター協議会が認められ、農業委員会でも農地転用許可が認められておるような事案でありまして、国、県の指導の下に生産者は意欲的に事業計画をされて、補助事業に乗せてもらえるもんだということで一生懸命努力された。先ほどの中井議員、同僚議員が本人ともお会いして、心が折れたような感じを受けたってということですが、まさしく附帯決議が心が折れたんじゃないかと思います。

課長にお聞きするんですけど、2年ほど前にも、あるクラスター事業ではなかったんでしょうけど、補助事業を受けて牛舎の建築する事業がありまして、その方も認可というんですか、予算化しておるのに事業を執行できなかったと、事業を中止したということがあって、非常に残念な結果になったんですけど、またこのたびもこのように本人が心が折れて、事業を停止する、中止する。国、県と課長とは、この附帯条件つけてもいいかどうかという判断はどのように考えられておるのか、議会がここまで附帯決議つけるような事案でしょうかね。私はこの事案については、過度な条件つけたとっておりますので、課長の見解と国、県の考えはどうでしょうかね。先ほどの議員の質問の中にあつたんですけど、その動きはどうでしょうかね、それ、ちょっとお聞きします。

○議長（中井 勝君） 宮本議員、附帯決議をつけたのは当議会であります。課長はつけておりませんので。

○議員（12番 宮本 泰男君） はい。

それから、国、県の意向はどうでしょうか。

私はこれ、意見として言います。この附帯条件、決議すべきような案件じゃない。また、これの資料見ましても、個人事業主の取組主体の名称が、個人名称が出ている。これは私はプライバシーの侵害であると思います。議会とか委員会とかには固有名詞は出されないほうがいいと思います。なぜかという、企業者は非常に秘密のある事業計画とか各計画を起こしますんで、事業投資する場合は、本当に秘密裏でやりますんで、県や国、町には、補助事業に乗るか乗らんかのために必死で事業計画して、指導を受けながら、必死に資料を書いて、膨大な資料を提出すると思います。それを出した後に、こういう結果になったときに非常に落ち込むんですよね。だから、こういうような固有名詞出さずに事案審議はすべきだと。決裁権限はこれは町にはないと思いますんで、その点をちょっと理解不足じゃなかったんかなと私は思いますので、大いにそれについてちょっと研究してみるべきだと思います。

まず、個人名出すべきではない、これは意見として言います。それについての回答をお願いします。

○議長（中井 勝君） できる範囲で回答してください。

○農林水産課長（西澤 要君） まず、最初の附帯決議についてでございます。県の事業推進に当たっては、議会からの附帯決議、それはいい悪いとは、そこは判断できませ

ん。ついでに附帯決議につきましては履行する必要があると、予算執行に当たってはそういう姿勢で臨むべきだというお話がございました。その中で、説明会が開催されるのであれば、技術的な支援として説明会にも同行するというお話がございました。

また、追加資料につきましては、最初の事業の資料が令和元年度事業ということがございまして、その中で現地監査等もするという連絡をいただいております。その中で個人名称等が出てくるということがありましたので、今回資料に明記しておりましたが、今後につきましては十分気をつけてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 課長、別に出しても構わんよ、これ。分からなかったら何の審議だか分かんないよ。気をつけるっていうことを気をつけてください。（発言する者あり）

12番、宮本泰男君。

○議員（12番 宮本 泰男君） 議長はそのようにちょっと意見を言い過ぎ、個人的な意見だと私は思います。私の意見に対して答えていただきましたので、私は課長の意見は尊重いたしますので。

権限規定はそこまでうたってない。特にこういうことは、個人情報に関することは、極力それは個人名出さずに、委員会資料とか議会資料出しても回収すべきだと思います、個人名が出た場合はね。非常にデリケートな問題でありますので、これ議長に言っときますけど、金融機関なんかで融資する場合、民間ですけど、これは民間であっても、個人名は取締役会までは行きませんので、本当にデリケートなものですので、関係あるときだけそういう責任者が集まって、本当に氏名は公表すると、公開するというです。これは秘密保持の原則がありますので、これは守秘義務が原則です。

○議長（中井 勝君） 宮本議員に申し上げます。ここは宮本議員の意見を聞く場所ではありません。質疑をお願いします。

○議員（12番 宮本 泰男君） はい、質疑です。（「議長、ちょっと暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午前10時29分休憩

午前10時30分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） この個人情報の件につきましては、個人情報の保護条例、そういったものに従うべきだと思います。そして、議会に提出させていただく資料につきましては、審議の都合上どうしても必要なものは御審議をいただくわけですので、それは出していかねばいけないと思っております。ただ、いろんなケースがございま

すので、その辺りについては議会とも調整しながら、資料作成に努めてまいりたいと思います。

○議長（中井 勝君） それを踏まえて、どうぞ。

12番、宮本泰男君。

3回目です。

○議員（12番 宮本 泰男君） 今回はそういう特殊な事業ですので、資料は回収していただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 回収はいたしません。

そのほか。

14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） 農林水産業費、農業費の繰越しに関連してですが、そもそも国の補助事業とはどういうものなのか、そして、どういう判断に基づいて国にその補助事業を申請したのか、お答えいただきたい。

それから、追加の資料で、結局どういう理由で事業をやめるといふふうに言われているのかよく分からないし、小林議員の指摘もありましたが、前年の経営構造対策事業との関連性というのは全く無関係ではありませんね。だから、この事業とどういうふうにつながっているのか、令和元年から2年にかけての事業と、そしてこの今年度のクラスター事業との関連性というのも明確に説明されなければ、本当に今さらそれが、取組主体から取りやめたいという意向が出されているという、こんなことが委員会資料として何の理由の説明もなく出されるということ自体が議会答弁にふさわしいですか。許されないことですよ、こんな、行政として、そう思いませんか。

次に、消防費の先ほどから出ているハザードマップですが、兵庫県はもう明確に5月の末に1000分の1想定ハザードマップを発表しているわけですね。そうすると、これを印刷して町民にいつ届けるかということと、この内容に沿ってどう対応するのかということこそが求められることだと思うんですね。それをどうしようと考えているのか、全くそれについての提示がないんですね。明確にしてもらいたいと思うんです。

それから、小学校費、中学校費で、いわゆるタブレットを使って教育を進めていくと。そうすると、そのタブレットでどういう教育をするのかということと、どういう体制で指導するのか、いつから始めるのかということが一般質問でもいろいろ議論されてきたわけですが、明確にされなければならないと思うんですが、一番肝腎なところが明確になっていないんですね。前倒しで進められている事業ですから、なかなかそれがすぐすぐ提示できないという前提があるのかもしれませんが、いつになったらそういう内容が明確になるのかということについて示していただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 西澤農林水産課長。

○農林水産課長（西澤 要君） まず、最初の国の事業のことについてでございますが、畜産・酪農収益力強化整備事業は畜産農家等が連携、結集して地域ぐるみで畜産の収益

力を向上させるという内容の事業でございまして、この年間のスケジュールの中で、国や県のヒアリングがどうしても年を明けた1月、2月ぐらいに設定されるというこれまでの状況がございまして、その中で事業が認可されて、それから予算組みということになってきましたら、どうしてもその年度内での完了ということが見込めませんので、繰越しという手続が必要となってまいります。今回も1月、2月のヒアリングを経て予算を繰越しと、予算化されたものが繰越しということで、手続を進めているところでございます。

取りやめの理由についてでございますが、取組主体からの事業に対する意欲の減退ということ以外にはお聞きしていない状況でございまして、理由としては、将来に向けた生産拡大ということで掲げておりましたが、その中で、コロナの関係で需要が思うように見込めない状況がある、また、附帯決議によりますその事業の取組に対しての意欲の減退ということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 前年度事業との関係って。

○農林水産課長（西澤 要君） 失礼しました。

前年度事業との関係でございますが、事業としては全く別のものがございますが、前年度の事業に対して収益力を上げるために生産の拡大ということがございます。生産を拡大するためには、飼育するカモの数を増やしていくということがございますので、増やすに当たっては畜舎等が必要になってきますので、後での、クラスター事業での畜舎の建築ということにつながってくるんですが、事業としては全く別のものございまして、後の事業を取りやめることに対しての取組としましては、ペースが落ちるんですが、自己資金で徐々に飼育施設を拡大していくということをお聞きしてるところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） ハザードマップについては、5月末に県のほうからデータを頂いておりますので、全協でも申しあげました明日の区長便において、各地区の区長さんに該当地区とその地区を拡大した図面を早急にお渡しして、地域の中でそういった情報を共有いただきたいと思いますと考えております。当然、ハザードマップは自分が住んでいるところがどういった危険が潜んでいるのかということを十分住民の皆様へ周知することが目的でございますし、また、そういう中で避難の在り方等を検討していくということが必要になってまいりますので、引き続きそういった対応を住民の皆様と一緒にしていきたいと思っております。町においては、防災計画における避難所の見直し等を早急に図っていききたいと考えております。また、ハザードマップについては、ホームページ上での重ね合わせが県のは8月になるということでございますけども、先般お渡ししましたPDFでホームページ上では既に御覧いただけますので、そういうものも見ていただきながら、他の土砂災害等々重ね合わせていただいて、それまでは見ていただきました。

いと思っております。

あと、先ほど宮谷川の浸水の件で御質問いただきましたけども、ここ20年ぐらいはそういった水害等の発生はないということでございます。

○議長（中井 勝君） 松岡こども教育課長。

○こども教育課長（松岡 清和君） 御意見をいただきましたICTの環境整備ということとあります。国の予算の関係で前倒しということの中で、3月にはこの繰越しの報告にもありますように、校内のLANの整備、それから電源キャビネットという整備、5月の臨時会の中でタブレット端末の全児童、全生徒への1人1台の購入という部分、それからモバイルルーターも5月の臨時会で予算をお認めいただきました。

そういった中で、まだ確定してない内容もありますし、今言われましたように、どんな学習につなげていくのか、こういった指導体制、保護者としてこういった取組ができるのか、それがいつからなのかというようなことで、たくさんの課題があるわけです。それは確かに私も認識しております。そういったことが1つずつ、いつ購入できる、届くんだというようなことや、先生方との協議であるとか、そういったことを重ねながら一步一步前へ進めていきたいと考えておるところでありまして、早期に説明ができるように努めてまいりたいと考えておるところであります。以上です。

○議長（中井 勝君） 最後に、総務課長、このクラスターの件。最後の文章で。

はい。

○総務課長（井上 弘君） 今回、委員会資料、16日に農林水産課のほうを追加で出させていただいているということで、委員会資料の在り方のことだと思います。委員会で報告事項、それから協議事項でございます。その趣旨に沿った形で議員の皆様に分かりやすく説明するための資料と認識いたしておりますので、資料の目的を委員会のときにお示しして御報告、御審議いただくということで、今後も資料を作成させていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） 町長や副町長は今の課長の答弁を聞いていて、どう思われますか。国の税金を使う、あるいは町の税金を使う、国民や町民が納めた税金を使うということの重みを本当に自覚されてるんだろうかと、私、心配します。全国の自治体や事業体から、国の補助を受けたいと思ってる人がたくさんあると。そういう中から選ばれて、限定されて、この町に一つの事業が認められて、交付されると。そういうことですよね、一つの国の補助事業が認められるというのは。だから、どんなに重いものかということ。そして、国の補助事業で行った事業が周辺の住民に迷惑をかけたり、害が及ぶようなことがあってはならないというのは当然で、議論の余地がないところですよ、それは。だから、そういうことが正確に実行されたのかどうかということもしっかり確認されなければならないと。附帯決議というのはそういう意味があったと思うんですね。だから、そういう重みを本当に踏まえて、今回の委員会資料の追加ということに

なったのかどうかと。全く今の答弁聞いていても、何にもそんなことを理解できたり、なるほどと思えるようなところありませんよ。

それから、先ほどからあるタブレットの教育やあるいはハザードマップにしても、本当にこの事業を行って、住民の安全をどう確保するか、我が町の子供たちの教育をどう進めるかという、それはできるだけ速やかにということではなくて、本当に繰り越して事業なんだから、もう一日も早く完成しました、実現しましたということにしなければならぬものなんでしょう。そんなに余裕ある事業になってないんです、繰越しというのは。だから、そういう厳格さっていうか、重みを本当に自覚されて、事業推進に当たっているのか、ちゃんとそのことを管理、監督されてるのか。いかがですか、その辺。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） このたびクラスター事業の一環ということでありまして。地域の畜産を活性化する、そういう大きな狙いがあると思っております。一昨年も春來地区で香美町の畜産業者がクラスター事業を使って但馬牛の増頭に励んでいるという実態があります。この場合は予算の論議、それから環境整備の論議、そういったものは全くフリーパスで来ております。今回は、一方で、非常に論議をいただいた、その背景はもちろんあるわけですけど、同じクラスター事業でも議会の説明、それから議会からのいろんな御質問、こういったものがやはりバランスよく行われる必要があると思っております。そういった、本当に地域の畜産にとってクラスター事業の推進がどうあるべきか、それはもちろん我々としては、拡大、但馬牛、それから、今回は但馬牛ではないわけですけど、クラスター事業の一環として推進を図っていきたい。地域全体の底上げ、活性化につながるという、そういう強い思いがあるわけです。そこはいろんな事業、去年は井土区でもこのクラスター事業を使った事業のお話があったわけですけど、地域の合意形成が難しかったということで、これも事業として推進が図られなかった、こういう経緯もあります。非常に畜産の方々にとっては牛を飼っていく、特に住宅が近接している場合は大変難しい状況もあります。今後、こういった事業推進に当たっては、町の基幹産業の一つでもありますので、やはり県とも常に連携を取る中で今日来ていると考えておりますし、議会の議員さんの御理解をいただきながら、十分な説明を当然果たしてやっていくことが町全体にとってもプラスになると思っておりますので、今回のことを一つの契機に、改めて事業推進の在り方をきっちりと丁寧にやっていきたい、そのように考えております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

2番、平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） 繰越しという行為自体の内容からちょっとだんだん話が膨らんできて、答弁の中身を聞いていてお伺いしたいことが1点出てきましたので聞きますが、クラスターの関係です。

資料の5ページに、現状として、令和2年度内に施設を整備する予定であったが、取

組主体から取りやめの意向を受け、国、県と調整中とあるんですけれども、これはこのクラスターの事業を使うのをやめられるのか、それとも施設を整備されるのをやめられるのか、どちらなのでしょう。私、先日、当該取組主体のホームページとかブログで、肥育舎ができたという記事がアップされていて、ちょっと場所なんかは確認できてなかったので、あっ、これ使われてできたんだな、よかったなと思って見ていたんですけども、クラスターの事業自体を使われるのをやめるのか、それとも、自己資金で整備される、その辺りのところはどのように認識されているのでしょうか。

○議長（中井 勝君） 西澤農林水産課長。

○農林水産課長（西澤 要君） 現在できておりますカモ舎につきましては、仮設のカモ舎ということでお聞きしております。この事業で整備されたものではございません。今回の事業につきましては、クラスター事業を活用してのカモ舎の建築は取りやめるとのことでお伺いしてるところでございます。

今後におきましては、元年度の事業でございましたが、加工処理施設等の整備が完了しておりますので、その事業効果の発揮ということもございますので、飼育頭数の拡大ということが必要になってくるかと思っておりますので、そこにつきましては、自己資金で一気にやるのではなくて、年月をかけながら整備していくということでお伺いしてるところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） それでは、これをもって質疑を終結し、報告を終わります。
暫時休憩します。11時5分まで。

午前10時50分休憩

.....
午前11時05分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

日程第3 報告第2号

○議長（中井 勝君） 日程第3、報告第2号、令和元年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和元年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令の規定により御報告を申し上げます。

内容につきまして、建設課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） それでは、報告第2号、令和元年度浜坂地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして説明させていただきます。説明の都合上、審議資料の2ページを御覧ください。

令和元年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書の事項別明細書を御覧ください。1款1項残土処分場事業費の新残土処分場整備事業でございます。場内の法面の掘削工事が予定より時間を要したため、管理棟など全体的に遅れが出たので繰越しをさせていただいたものでございます。なお、先日、議員の皆様には現場を御覧いただきましたとおり、おかげさまで処分場は完成いたしまして、6月15日から供用を開始して、受入れ開始式といたしまして、昨日、町長や議長によるテープカットを行い、残土の受入れを開始したところでございます。

繰越額は、工事請負費3億5,940万7,000円でございます。また、財源内訳といたしまして、報告第2号のほうでございますが、繰越計算書のとおり、地方債2億6,950万円、一般財源8,990万7,000円でございます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、岩本修作君。

○議員（10番 岩本 修作君） 受入れは開始はされているんですが、この受入れ体制というのはどのようになっとるんでしょうか。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） この残土処分場の所長は私が兼務でございまして、実際の受入れの事務といたしまして、2人職員を配置しております。会計年度任用職員でございます。2名を常駐させております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 10番、岩本修作君。

○議員（10番 岩本 修作君） 管理棟のほうは分かるんですが、この間からダンプ、結構出入りしてますよね。その整地の分は誰がされとるんでしょうか。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 整地の分でございます。整地につきましては、6月9日に入札を行いまして、12社による競争入札でございます。有限会社坂本建材土木が受注ということで、昨日から受け入れるということで、その体制を整えて、受入れを場内にしているところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。いいですか。

そのほか。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 今回の事業、大きな事業の中で、1億円を超えるような変更もありました。そういったことの中で、多分職員さん等についても初めての工種で

あたりということもあったと思うんですけども、その辺りについて、私、いろいろ工事というか、事業なんかに関わったこともあるわけですけども、検査、例えば県あたり国についてもかなり厳重な検査をして、この支出が適切か、あるいは安全管理等についてもチェックをかなり受けるわけですけども、この事業についての完成検査、どんな体制でお金の支出だったり工事の進め方であったり、その辺りについてどのようなものをされているのか、そして、どういった完成の資料を提出されておられるのか、その辺りについてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） この事業体、大きな事業でございまして、特に地盤改良が主でございました。3,690本の地盤改良でボーリングしております。100本に1本ということで検査をいたしまして、土木のほうにも、県土木でございしますが、一緒に検査をさせていただいておりますし、それから、完了の検査につきましては、私と担当とで立ち会っております。調整地につきましては、県土木の検査も必要ですのでそれも行っておるところでございします。それから、図書につきましては、ちょっと今手元にありませんので、また後で説明させていただきます。

○議長（中井 勝君） 3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） ただいま県土木の職員さんが立会い等をされたということなんですけども、この県土木の方が立ち会われた立場、どんな立場でその検査に臨まれたのか、町との関係であったり、独自の立場がおありなのかもしれませんけど、その辺りについてお聞かせください。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 県土木につきましては、県の総合治水条例がございまして、それによる検査でございします。以上でございします。

○議長（中井 勝君） 3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 書類の検査については、どれぐらいの時間かけられたでしょうか。お聞かせください。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 全てを見たというものではございません。主なものを検査をさせていただきましたので、約1時間程度でございします。（「全部じゃないのですね」と呼ぶ者あり）

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようですね。

では、これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

○議長（中井 勝君） 日程第4、報告第3号、令和元年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び財務諸表の報告についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和元年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び財務諸表について、地方自治法の規定により御報告を申し上げます。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） それでは、兵庫県町土地開発公社の決算について御説明いたします。令和元年度事業報告書及び計算書類を御覧いただきたいと思います。この公社の決算につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、毎事業年度経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出することとされております。

それでは、まず、資料1ページ、2ページを併せて御覧いただきたいと思います。(1)の公有地取得事業の①土地の取得につきましては、2ページの上段の表のとおり、令和元年度はございませんでした。土地の処分につきましては、2ページの下段の表でございますけれども、元年度買戻し額に記載のある太子町の1件、元金相当額で2,361万7,000円の土地を処分いたしました。なお、この太子町の1件は令和元年度で処分が完了いたしました。この結果、令和元年度末の土地の現在額はゼロ円となり、令和元年度中に全ての土地の処分が完了いたしました。

めくって、3ページを御覧いただきたいと思います。経営活動に伴う収益的収入につきましては、一般事業売却収益で、2ページの土地の処分があった1町1件分の売却収益2,365万95円、出資及び預金の利息3,462円を合わせまして、2,365万3,557円の収入がございました。これに対しまして、支出は4ページでございます。1町1件分の一般土地売却原価2,365万95円、旅費、需用費などの一般管理費で13万8,440円を合わせまして2,378万8,535円となりました。収入支出の差額は、最下段のとおり13万4,978円の赤字となりまして、当年度末未処分利益剰余金を処分いたしました。

以上が令和元年度に実施しました事業の概要でございます。

5ページ以降は、資本的収支、借入金の概要、監査の実施状況、一般庶務事項等を記載しておりますので、後ほど御清覧いただきたいと思います。なお、令和元年度の公社事業において、直接新温泉町に該当するものはございませんでした。

以上で報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第5 報告第4号

○議長（中井 勝君） 日程第5、報告第4号、第32期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表の報告についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、第32期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表について、地方自治法の規定により御報告を申し上げるものであります。

内容につきまして、商工観光課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） それでは、報告第4号、第32期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表の報告について報告をさせていただきます。議案のほうに営業報告書を添付をさせていただいております。第32期といたしまして、事業年度は平成31年3月1日から令和2年2月29日まででございます。

めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。要点のみの御報告とさせていただきます。1、営業の報告といたしまして、前期に創業30周年を迎え、次の40周年、50周年へ向けて新たなスタートを切りました今期、リフレッシュ館では長年の懸案でもありました健康風呂がリニューアルをいたしました。工事期間中の3か月は無収入で、付随するレストラン楓にも大きく影響が出ましたが、リニューアルオープン後の3か月は順調に売上げを伸ばすことができました。

しかし、夏休みの大型台風や記録的暖冬による雪不足等の不可抗力への対策は難しく、観光業にとっての影響は否めない状況でした。

次に、10行目途中からでございます。指定管理をしておりますリフレッシュパークゆむらは入館者数6万6,003人、前年対比マイナス3,772人、5.4%の減、利用料1,990万9,000円、前年対比マイナス291万8,000円、12.8%の減となりました。町営駐車場は利用台数2万7,530台、前年対比プラス5,402台、24.4%の増、利用料433万1,000円、前年対比プラス71万4,000円、19.8%の増でございます。健康公園は利用人数5万4,562人、前年対比マイナス2,315人、4.1%の減、利用料は188万9,000円、前年対比マイナスで13万1,000円、6.5%の減です。草太園地は利用人数413人、前年対比マイナス85人、17.1%の減。利用料は17万4,000円、前年対比マイナス4万1,000円、19.0%の減です。ログハウスカナダは利用棟数800棟、前年対比プラス18棟、2.3%の増。利用料は1,365万2,000円、前年対比プラス13万7,000円、1.0%の増です。夢千代館は入館者数は1万6,320人、前年対比プラス81人で0.5%の増、利用料は428万円、前年対比マイナス6,000円、0.2%の減収になりました。

直営事業におきましては、レストラン楓が8,109万4,000円、前年対比マイナス116万1,000円、1.4%の減となりました。フロント販売品は149万9,000円、前年対比マイナス29万5,000円、16.5%の減です。リフレッシュ館喫茶・特産品販売は632万9,000円、前年対比プラス33万円、5.5%の増です。野外施設は213万5,000円、前年対比マイナス57万2,000円、21.2%の減で、売上高は1億3,615万2,000円となり、前年対比でマイナス383万7,000円、2.7%の減となりました。

ちょっと省略をさせていただきます、総収入額は1億9,635万8,000円となり、営業外収支を含み、税引き後の当期利益は277万1,000円を計上することになりました。

次に、2ページを御覧ください。第32期の活動報告を記載をしております。リフレッシュ館、レストラン楓、夢千代館、健康公園の4施設と、全体として5つの主な事業を掲載をいたしております。

めくって、3ページをお願いいたします。2の当社の現状です。(1)の資本金の推移ですが、資本金は当年度末で2,000万円、昨年度末からの増減はありません。(2)株式の状況です。この株式数は発行済株式の総数は400株で変更はございません。この当年度末株主数は133名で、昨年度から1名の減となっております。(3)社員の状況ですが、社員数は10名で前年度末と変更はありません。(4)の業務の状況といたしまして、指定管理施設及び業務の内容でございますが、リフレッシュ館は案内業務、利用促進、機械・施設管理、スイミングスクールを行っております。駐車場は運営業務、健康公園からその下の夢千代館まで受付案内、利用促進、施設管理を業務として行いました。次に、4ページです。この直営業務ですが、リフレッシュ館では喫茶、物品と特産物の販売をいたしました。森林総合利用促進施設は、楓でございますが、レストランの運営です。野外活動施設は、物品販売と中山食堂を運営をいたしました。メイプルセンターと夢千代館では物品販売を行っております。この売上げの内訳でございますが、フロント部門から一番下の夢千代館まで、売上げの合計としまして1億3,615万2,378円、指定管理料は6,020万6,263円、部門計といたしまして1億9,635万8,641円となっております。

めくっていただきまして、5ページをお願いいたします。3の取締役及び監査役です。代表取締役社長ほか監査役まで、御覧の10名の役員でございます。代表取締役社長は猪坂悦司氏で、令和元年5月に取締役から代表取締役社長に就任をされております。また、新しく取締役として中井功氏が就任をされております。あと、4、5、6につきましては、次の決算報告書で報告をさせていただきます。

次のページから決算報告書でございます。1枚めくっていただきまして、1ページをお開きください。貸借対照表をつけております。令和2年2月29日現在で作成をいたしております。まず、資産の部としまして、1、流動資産として現金から仮払金まで、

流動資産合計として1億2,524万330円でございます。2の固定資産ですが、(1)有形固定資産としまして建物から器具備品まで、有形固定資産合計は152万5,685円です。(2)無形固定資産はゼロ円です。(3)投資等で出資金が1万円です。資産合計は1億2,677万6,015円でございます。

次に、2ページを御覧ください。負債の部としまして、1、流動負債です。未払費用から未払法人税等まで、流動負債合計は2,253万856円です。2の固定負債はゼロ円でございます。純資産の部としまして、1、株主資本は資本金から繰越利益剰余金まで、株主資本合計としまして1億424万5,159円です。負債、純資産合計としまして、1億2,677万6,015円でございます。

めくっていただきまして、3ページをお願いします。損益計算書をつけております。1の売上高の売上げ、1億9,635万8,641円です。2の売上原価、期首商品棚卸高から期末商品の棚卸高までの4,177万9,877円を差し引きまして、売上総利益は1億5,457万8,764円です。3の販売費及び一般管理費ですが、販売・管理費は1億5,119万2,305円で、差し引きました営業利益は338万6,459円です。4の営業外収益は、受取利息から雑収入まで合計49万3,031円でございます。5の営業外費用は、雑損失として1万7,860円、差し引いた経常利益は386万1,630円となっております。

次に、4ページでございます。6の特別利益はゼロ円、7の特別損失、固定資産廃棄損は3円でございます。税引き前当期純利益としまして386万1,627円から法人税等として108万9,887円を差し引きまして、当期純利益は277万1,740円でございます。

次に、5ページをお願いいたします。販売費及び一般管理費の内訳でございます。役員報酬から下段、雑費まで、営業管理費の合計としまして、1億5,119万2,305円でございます。

次に、6ページをお願いいたします。売上げの内訳でございますが、内容は先ほど営業報告で説明をしたものと同一のものでございますので、省略をさせていただきます。次に仕入れの内訳ですが、フロントから夢千代館売店まで合計としまして、仕入額は4,269万467円、期首棚卸は378万1,402円、期末棚卸は469万1,992円でございます。

次に、7ページをお願いいたします。株主資本等変動計算書でございます。資本金の当期末残高は2,000万円でございます。利益剰余金の利益準備金、当期末残高は119万2,000円です。その他利益剰余金の別途積立金、当期末残高は4,400万円です。役員退職積立金の当期末残高は100万円です。繰越利益剰余金の当期末残高は385万3,159円です。利益剰余金合計として、当期末残高は8,424万5,159円となります。株主資本合計の当期末残高は1億424万5,159円です。純資産の部の合計としまして、当期末残高は1億424万5,159円となります。

次に、8ページをお願いいたします。個別注記表でございます。重要な会計方針に係る事項に関する注記と貸借対照表に関する注記といたしまして、御覧のと通りの記載をいたしております。

めくっていただきまして、9ページをお願いをいたします。中段に監査役2名による監査が令和2年4月13日に行われておりまして、その監査結果を記載をいたしております。

次に、10ページをお願いいたします。剰余金の処分の件につきまして、役員退職積立金に10万円を積み、繰越利益剰余金から10万円を減少することを決めております。下段の利益処分計算書は、退職者1名に係る退職金について、退職積立金から支出をするべきところを前期の総会で承認を得ていなかったため、一般管理費から支出をする会計処理をいたしております。今期総会におきまして承認を得て、第33期で退職積立金より100万円を取崩し、利益剰余金へ100万円を戻す内容を記載をいたしております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） 13番です。営業報告を読ませていただく中で、入館者の数が年々減ってるのが実態、リフレッシュ館ですね、実態なんですけども、その後、町との連携、各団体との協力により集客に努めているということで、今の現状を、以前は本当に最盛期のときには14万人ぐらいの集客はあったんですけども、それを一遍に回復するっていうようなこと、これはもう夢物語なんですけども、少なくとも施設なりの魅力など含めて、どうお客を増やしていくのか。今回、風呂の中を中心に改造をしたわけですけども、滑らなくなりました。しかしながら、プールからそのまま水着で更衣室に入るっていうことで、それを嫌がる方も直接お話を聞いてます。どのようにして本当に集客を、人を増やしていくのか、この方針がどうもこの営業報告では認められないんですけど、この件はどうなんでしょうか。

それから、もう1点、決算報告の中で、4ページで法人税等っていうことで、これは税金を約109万円払ってるわけですけども、本当に主な収入は指定管理料が結構大きな収入になっております。こういうことで果たして税を払うのがまともなのかどうか、当然収益がありゃ払うのが当たり前なんでしょうけども、指定管理料っていう町からのお金なんです。そこら辺のところはどのようにお考えでしょうか。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） まず、集客につきましては、昨年お風呂のほうの改修をさせていただきまして、3か月お休みをさせていただきましたが、12月1日からリニューアルオープンをいたしまして、昨年よりも多い利用客をいただいております。

ざいます。また、経営陣のお話の中では、四季を通じてもっと新温泉町の環境を、自然なんかをアピールしながらリピーターを増やして、ますますの利用促進をしていきたいというお考えを持っておりますし、また、町としましてもそういう誘客に関する部分の指導をしていきたいと思っておりますのでございます。

それから、税の関係でございますが、税につきましては、国税並びに地方税を合わせて、法人税であったりとか法人事業税、法人住民税、地方法人特別税というものをお支払いをしているところであります。

また、指定管理料との考え方でありまして、指定管理料につきましては、管理費からその施設の利用率、その年の目標額を差し引きまして、その部分に消費税を乗せたものを指定管理料としてお支払いをしておりますので、この今申し上げました国税並びに地方税につきましては、消費税を除いてはこの計算の指定管理の中には入っておりません。なので、売上げに応じてのお支払いという形になっております。以上です。

○議長（中井 勝君） 13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） 売上げを伸ばせ、入館者を伸ばせっていう話なんですけど、副町長が今役員に入っておられるわけなんですけど、初めてのことでですから直接お話聞いてもなかなか答えは返って来ないと思うんですけども、取締役会などで本当にそういうのが、どうすれば入館者の数を増やすことはできるかとか、そういう議論をなさってるんでしょうか。何かあんまりちょっとそういうことが聞こえてこないんですけどね。そこら辺のところ、どうでしょうか。実際に、先ほど申し上げたけど、プールから水着でそのまま更衣室に入ってくるとか、もう、そうすると床がべたべたで極めて気持ちが悪ってというような声も聞こえてくるんですけど、そういう、一つはこう改善すればってというような話が出てるのかどうなのか、その点をお尋ねいたします。

それで、指定管理料と税の関係が、本当にそれが売上げになるのかどうなのか、そこら辺のところはちょっと私は疑問に思っております。町民の税金から払って、それがまた一つは税の支払いに回るというようなことが当たり前なのかなと。会計上、別な形が取れないのかどうなのか。これもちょっと私に言わせたら不合理な話だと思っておりますので、その点、どうでしょうか。

○議長（中井 勝君） 専務、西村副町長。

○副町長（西村 徹君） このたびの株主総会におきまして、専務取締役ということで、選任をいただきました。私自身は経営という経験もございませんので、なかなか知見が不足しているところがございますが、職務に精励したいと考えております。

取締役会につきましては、先日の株主総会の後にも取締役会を開催をいたしまして、約1時間以上いろんな総会での御意見、質問等を含めて、また、新たなワーケーションであったり、そういったことの中での議論をして、今後の経営についての議論もしたところでございます。

具体的には、今御質問のありましたプールの中のことについての議論はございません

でしたけども、レストラン楓等につきましては、今後どういった、コロナ後ということを考える中で、どういったことが新たに必要なのかということについては、今後も検討をしていくと、議論をしていくということで確認をしたところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 続きまして、税の関係でございます。先ほど申し上げましたように、指定管理料は本来の光熱費であったりとか、人件費であったりとか、そういったものの管理費から目標額を差し引いたものを指定管理料としてお支払いをしますが、この指定管理料についての消費税分を加算をしてお支払いをしているということで、直接納税をいたします、先ほど申し上げました国税、それから地方税につきましては、純粋な売上げの中からのお支払いということですので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（中井 勝君） そのほか。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 先ほどの御説明の中で、株主がお一人というか、企業さんかもしれませんけど、減になったということで、その株主の変更についての規定ちょっと私、分からないので教えていただきたいのと、それと、出資金1万円あって、配当も600円得られているんですけども、出資金どこにされてて、どういった目的でされているのかということをお願いしたいと思います。

あわせて、損益計算書、4ページなんですけども、ここの中で直営部門としての当期純利益、指定管理部門としての当期純利益という格好で計上されています。今課長が説明された趣旨からいくと、これは外れているように私は理解するわけですけども、そうしていくと、中井議員が今質問されたことに対する回答とずれてくることになるので、その辺についての内容について、改めて御説明をいただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 株主の株につきましては、すみません、ちょっと規定まで熟知をしておきませんので、内容については申し上げにくいのですが、1名減少される方につきましては、お亡くなりになったり、また、後継者の方がそのまま引き継ぐという形になっておるようですが、その後継者がこの株を必要とされない場合につきましては、夢公社のほうで買戻しをされてると確認をいたしております。

すみません、その他の出資金等につきましては、ちょっと詳細な内容を把握をいたしておきませんので、少しお調べをする時間をいただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 河越議員、後で報告しちゃう駄目ですかね。

○議員（3番 河越 忠志君） この損益計算書の件もですか。

○議長（中井 勝君） 併せて。

○議員（3番 河越 忠志君） 損益計算書の件もですか。

○議長（中井 勝君） 課長、後刻、報告をしていただくことでいいですか。

○商工観光課長（水田 賢治君） はい、すみません。そちらも併せて後で報告をさせていただきますと思います。

○議長（中井 勝君） いいですか。

○議員（3番 河越 忠志君） はい。

○議長（中井 勝君） そのほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようですね。

それでは、これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

暫時休憩します。少し早いですけども、昼食休憩といたします。午後は1時から。

午前11時45分休憩

午後 1時00分再開

○議長（中井 勝君） それでは、昼食休憩を閉じて再開をいたします。

答弁漏れがありましたね。

山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） すみません、新残土処分場建設工事の竣工書類の関係でございます。主なものといたしましては、施工計画書、それから施工体制台帳、工事打合せ簿、工事材料承認願、確認・立会依頼書、出来高数量計算書、品質管理関係の書類、地盤改良の関係の書類ということと、あと、工事写真が主なものでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 先ほど、午前中に3番議員さんから御質問がありました夢公社の関係で、答弁が遅くなりまして大変申し訳ございません。御質問の3点について、御報告をさせていただきます。

まず、1点目の株主の関係でございますが、今回は株主が死亡されて、相続人が継続しないことを表明されましたので、買取りをさせていただいたということでありまして、売った額と同額での買取りで、今後につきましてはこういうケースも増えるということも想定されますので、株数を減らしていく方針で買取りをするということでも聞きました。

次に、出資金につきましてですが、貸借対照表、(3)投資等の出資金につきましては、但馬信用金庫に平成9年から毎年1万円の出資をいたしております。その配当といたしまして、損益計算書の4、営業外収益、受取配当金で出資に対する配当が600円ということで、配当率6%ということで確認をいたしました。

次に、損益計算書の中で指定管理部門の純利益が202万1,364円出ておりますが、これに税がかかっているということで、利益に対して税がかかっているということは確認をさせていただきました。本来はここでマイナス利益となるということが想定される

わけですが、第29期からここで利益が出ております。これにつきましては、今後十分注意をしながら、施設修繕などに充てながら、節税となるように経営を図っていきたいということで確認をいたしましたので、御報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第6 議案第46号

○議長（中井 勝君） それでは、日程第6、議案第46号、新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の財源とするため、所要の制定を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 提案理由につきましては、今町長が申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症対策の財源とするため、特例に関する条例の制定をお願いするものでございます。

めくっていただきまして、条例本文を御覧ください。新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例。新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第3条の規定にかかわらず、町長、副町長及び教育長に係る給料月額を令和2年7月から3か月に限り、町長58万8,800円、副町長52万9,920円、教育長48万2,400円とする。附則。施行期日といたしまして、1、この条例は令和2年7月1日から施行する。この条例の失効。2、この条例は令和2年9月30日限りその効力を失うというものでございます。これによりまして、町長につきましては、給料月額の20%、14万7,200円を3か月分で44万1,600円、副町長につきましては、10%、5万8,880円を3か月分で17万6,640円、教育長につきましても10%で5万3,360円を3か月分で16万800円、合計で77万8,320円を新型コロナウイルス感染症対策の財源とするものでございます。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） 新型コロナウイルス感染症対策の財源とするため、これは財源といいますけれども、それ用の基金とか分けてあるものではなくて、一般会計に入るといふ具合に意識するんでしょうかね。その77万幾らでどれだけのことができる

とか、何にするとか、そういう目安はあるんですか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 一般財源になると思っておりますし、何ていいますか、特に用途を指定するものではありません。支援策の一環としてこのお金を財源として使っていたきたいと、そういう思いです。

○議長（中井 勝君） 15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） 何かどういう具合に質問していいかわからないんですけども、ずばり言って、町長のスタンドプレーのように見えてしまうんですけども。もう少し多額の金額とか用途があるとかいうのがあればなんですけども。スタンドプレーで町長は副町長と教育長を巻き添えにして、ええ格好したというように見えてしまうのは私だけでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） スタンドプレーに見えると思われるのは、そういう方もあるかも分かりませんが、あくまでもコロナによって非常に厳しい町民の生活実態があると。少しでも寄り添っていききたい、そういう思いであります。

○議長（中井 勝君） いいですか。

そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りをいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

それでは、本案を採決をいたします。

採決は、起立により行います。

本案を賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立、11、多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第47号

○議長（中井 勝君） 日程第7、議案第47号、新温泉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、新型コロナウイルス感染症により生じた

事態に対処するための作業に従事した職員に対して支給する特殊勤務手当について、当該作業の危険性を踏まえ、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 議案第47号、新温泉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について御説明いたします。

説明の都合上、審議資料の3ページを御覧いただきたいと思います。条例の新旧対照表をつけております。左側が現行、右側が改正案でございます。アンダーラインの部分が改正箇所でございます。

まず1つ目のアンダーラインは、法律の引用条文を改正しております。改正前の第1条第1項は法律の目的を引用しておりますので、今回の改正案では第6条2項に規定する感染症をはじめ、感染症防疫作業手当の対象となる感染症を規定いたしました。また、この改正により新型コロナウイルス感染症も感染症防疫作業手当の対象となります。

2つ目のアンダーラインは、検疫法第2条の規定に従い、検疫感染症に改正するもの。

3つ目のアンダーラインは、1つ目と2つ目のアンダーラインで規定する感染症を合わせて第3条では感染症というように文言の整理をしております。

4つ目のアンダーラインは、差し替えをお願いしました「疑い」の送り仮名の修正に伴うものでございます。

5つ目から7つ目までのアンダーラインは、「感染症菌」を「感染症の病原体」に文言を修正するものでございます。

続きまして、附則の部分の改正です。第3項から第5項まで、感染症防疫作業手当の特例を追加しております。第3項では、第3条の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めるときは、職員が新型コロナウイルス感染症の指定感染症として定める等の政令第2条に規定する期間に新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した場合、感染症防疫作業手当を支給する。この場合において第3条の規定は適用しないというものでございます。この指定する期間というのは政令のほうで定められておまして、本年の2月7日から施行をされております。期間は1年間ということになります。この内容の具体的なところでは、新型コロナウイルスの患者または新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある者に接する業務、それから、新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、または付着している疑いのあるものの処理などの作業が該当いたします。

第4項では、前項の手当の額は作業に従事した日、1日につき3,000円。新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者の身体に接触して、または、これらの者に長時間にわたり接して行う作業、その他、町長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては4,000円とするというもので、手当が4,000円となるケースについては、新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して行う業務、新型コロナ

ウイルス感染症の患者または新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある者に長時間にわたり接する業務が該当するというものでございます。

めぐっていただきまして、第5項では、附則第3項の手当が支給される場合において、同じ日に同項に規定する作業に併せて、第5条第2項に規定する感染症業務に従事した場合における同項の適用については、同項中「感染症業務に従事する職員」とあるのは、「感染症業務に従事する職員（同じ日に当該業務に併せて附則第3項に規定する作業に従事した職員を除く）」とするもので、具体的には、附則3項の手当が支給される場合は、本則の5条2項に定める感染症業務に従事する職員にあっては1日100円という規定がございますけれども、この規定を適用しないというものでございます。

それでは、議案の条例本文に戻っていただきまして、附則、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の新温泉町職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は令和2年4月1日から適用するというもので、本年4月から浜坂病院におきまして発熱外来を開設しております、この業務に従事する者も対象と考えております。常任委員会では、この部分十分な説明ができておらず、大変申し訳ございませんでした。

以上、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午後1時14分休憩

午後1時15分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 新温泉町職員特殊勤務手当に関する条例の5条2項におきまして、病院勤務手当で感染症業務に従事する職員にあっては1日100円とするとなっております、今回の附則を適用すると、この部分が適用しないという意味でございます。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） 通常の感染症の防疫作業手当、従前の例だと1,000円だと思うんですけども、今回、手当額が短時間だと3,000円、長時間になれば4,000円という形で上げられたこと自体には、金額は恐らく組合と交渉しながら決められた金額だと思うんですけども、この1,000円の事例はそのまま残すんですか。逆に、1,000円で支払われたケースって今までにあるんでしょうか、お伺いします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 今回の条例の改正、この部分に係る手当については、現在支払っている状態はございません。ただ、遡及をさせていただきたいということでござ

います。

また、3,000円、4,000円の金額につきましては、国の人事院の規則の改正がございます。大本はその部分から発しております。作業の内容についても、患者に接触する、あるいは長時間の勤務をするというのも、国の表現をそのまま引用した形になっております。

感染防止の防疫作業の1,000円につきましては、現時点では感染が、例えば庁舎とかで感染が発生したような場合、どうしても消毒作業、そういったことをしなければならぬというような事態が生じてくると思います。そういった場合に考えております。

○議員（2番 平澤 剛太君） 分かりました。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第48号

○議長（中井 勝君） 日程第8、議案第48号、新温泉町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、税務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 長谷阪税務課長。

○税務課長（長谷阪仁志君） それでは、議案第48号、新温泉町税条例等の一部改正について説明をさせていただきます。

提案理由は、先ほど町長が言いましたように、地方税法等の一部を改正する法律に基づいて改正するものでございます。

それでは、まず、新旧対照表の条立てについて説明をさせていただきますので、審議資料の5ページ、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。今回の一部改正は、5ペ

ページの左肩、第1条関係から、42ページ左肩の附則第11条による改正の関係までの8条立てでの改正といたしております。この中で、令和2年度税制改正と新型コロナウイルス感染症の発症によりますところの経済関連対策税制改正が出てまいりましたので、併せて改正するものと、年次的な改正を行うものでございます。

それでは、今回の税条例の改正内容について説明させていただきます。審議資料の44ページをお開きください。一部改正の概要でございますけれども、この資料の記載についての説明をさせていただきます。

まず、1の町民税関係で、改正条例第1条、第4条と記載しておりますのは、新旧対照表の5ページから22ページに第1条関係、33ページ、34ページには第4条関係の町民税の改正内容が載っているという意味でございます。(1)の①のところでございますけれども、右に第24条と記載してありますのは、新旧対照表の条項を示しております。また、その下の施行日はその条項の施行日でございます。この後の説明では新旧対照表の条項と施行日の読み上げについては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、一部改正の概要で説明した内容につきましては、新旧対照表での説明は省略をさせていただきます。

それでは、まず1つ目、町民税関係の改正で、改正条例第1条、第4条に規定する内容でございますけれども、(1)で未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直しでございます。全ての独り親家庭の子供に対して公平な税制を実現する観点から、結婚歴の有無による不公平と男性の独り親と女性の独り親の間の不公平を同時に解消するために次の措置を講じるものでございます。①で未婚の独り親に寡婦（夫）控除を適用で、未婚の独り親に寡婦（夫）控除を適用する。控除額は30万円。この際、適用する条件は死別、離別の場合と同様とするという整備でございます。②の寡婦（夫）控除の見直しで、寡婦に寡夫と同じ所得制限を設けるということでございます。住民票の続柄に夫（未届）、妻（未届）の記載がある場合には、控除の対象外とする。また、子あり寡夫の控除額、現行26万円については、子ありの寡婦の控除額30万円と同額とするものでございます。③の個人住民税の人的非課税措置の見直しでございますけれども、上記の対応を踏まえまして、人的非課税措置の対象となる未婚の独り親について、児童扶養手当受給者（18歳以下の児童の父または母）に限定しないこととする内容で、次の表のとおりでございます。

(2)の個人町民税に関する扶養親族等申告書の記載事項の見直しでございますけれども、未婚の独り親に対する税制上の措置の見直しにより、個人住民税申告書、扶養親族等申告書、給与支払い報告書等の記載事項から、単身児童扶養者に関する記載を削除するものでございます。

(3)で、肉用牛売却による農業所得の課税特例期間の延長でございますけれども、肉用牛の売却による農業所得に係る課税の特例の適用期限を令和6年度、改正前は令和3年度でございますけれども、3年間延長するものでございます。

(4)の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設等でございますけども、①に、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が創設されまして、特別控除額100万円が適用されることとなる特例の創設でございます。②で、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得について軽減税率が適用されるが、その適用期限を令和5年度、令和2年度だった分を3年間延長するというものでございます。

次に、大きな2番の固定資産税関係、改正条例は第1条に規定する内容でございます。(1)の所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から以下の措置を講ずるものでございます。①で、現に所有している者(相続人等)の申告の制度化で登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者に対して、町の条例で定めることによりまして、氏名、住所等必要な事項を申告させることができるというものの内容でございます。②の使用者を所有者とみなす制度の創設で、一定の調査を尽くしても、なお固定資産の所有者が1人も明らかとならない場合、事前に使用者に通知をした上で、使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を賦課することができることとする制度の創設でございます。これらによりまして、納税義務者の特定の迅速化、適正化、また円滑化、従前の相続人調査に多大な時間をかけていたものが解消されるのかなと考えております。

(2)のわがまち特例の追加でございますけども、地域の自主、自立の観点から、固定資産税の課税標準額等の特例について、地方税法の率を参酌して、各自治体の自主判断に基づき条例で決定できるわがまち特例の項目を追加及び廃止するものでございます。追加となった項目は、水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について、5,000キロワット未満の出力に関する課税標準の特例を5,000キロワット以上の出力に直し、その課税の標準について、4分の3を参酌して、12分の7以上、12分の11以下で条例で定める割合を追加した上で、その適用期限を2年延長するものでございます。町では特例率を4分の3としております。廃止となった項目は、次の2つでございます。

大きな3つ目で、町たばこ税関係でございます。改正条例につきましては、第1条、第3条に規定する内容でございます。(1)で、軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しということで、軽量の葉巻たばこの課税標準について、葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算することとする改正を行い、激変緩和を図るため、経過措置としまして、令和3年9月30日までの1年間については、0.7グラム未満の葉巻たばこを0.7本の紙巻きたばことみなして課税する改正でございます。2回に分けて段階的に実施するものでございます。

4で、その他に規定する内容でございます。(1)の延滞金の割合等の特例の見直し、改正条例で第1条、第3条でございまして、国税における見直しと同様、地方税の還付加算金等について、市中金利の実勢を踏まえ、その割合を見直ししますけども、延滞金に

については、遅延利息としての性格や滞納を防止する観点から、その水準を維持します。ただし、納税の猶予等の場合につきましては、国税と同様に引き下げる改正でございます。改正内容につきましては、この表のとおりでございます。

(2)の法人税における連結納税制度の見直し、改正条例第3条で、企業グループ全体を1つの納税単位とする現行制度に代えまして、企業グループ内の各法人を納税単位とすることにより、各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行うようにする改正でございます。

(3)の地方税法等の改正による所要の規定を整備するものでございまして、条項の追加、削除等によるずれ、用語の改正でございます。

(4)では、昨年、令和に改元されたわけですが、その改元に伴う規定の整備、また文言の整理でございます。

次に、新型コロナウイルス感染症が発症して以来、緊急経済関連の税制措置が出ましたので、その対応についても説明をさせていただきます。

主な改正の内容といたしましては、1の固定資産税関係では、改正条例第1条、第2条に規定する内容で、(1)、生産性革命に向けた中小企業等の設備投資に係る特例措置の拡充等。生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資をする中小企業等を支援する観点から、適用対象資産を拡充するとともに、適用期限を2年延長するものでございます。

(2)の固定資産税の軽減措置ということでございまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因しまして、厳しい経営環境に直面する中小事業者等を対象としまして、固定資産税の負担を軽減する内容でございます。

1に、軽減対象資産といたしましては、償却資産と事業用家屋。2の減免割合とその基準でございますけれども、令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が、前年の同期間と比較しまして、30%以上50%未満減少している場合、軽減割合は2分の1、50%以上減少している場合は全額軽減ということでございます。3の申請要件でございますけれども、令和3年1月31日までに認定経営革新等支援機関等の認定を受けて、町に申告した者について軽減を適用いたします。4の軽減期間につきましては、令和3年度課税分について限定して行うものでございます。

2の軽自動車税関係でございます。改正条例では第1条に規定する内容でございます。

(1)、軽自動車税環境性能割軽減期間の延長で、軽自動車税環境性能割について、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した場合、税率を1%分軽減する臨時的措置を令和3年3月31日まで延長する措置を講ずるものでございます。これは昨年の消費税が10月に上がったときに設けられたものでございますけれども、それを3月31日まで6か月延長するというものでございます。

3のその他の改正条例第1条、第2条に規定する内容でございます。(1)の徴収の猶予

制度の特例でございまして、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減している現下の状況を踏まえ、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予を適用できる特例措置を講ずるものでございます。対象税目につきましては、町税の全税目。適用期間につきましては、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に納期限が到来する税。3に、法施行前に納期限が到来している町税についても遡及適用をするということでございます。措置の内容といたしましては、令和2年2月から納期限の期間において、前年同期と比較しておおむね20%以上収入が減少し、いつときに納付することができないと認められるときに徴収を猶予するものでございます。担保、延滞金は不要、免除となっております。

(2)の住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人町民税における対応でございますが、所得税において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた住宅ローン控除の適用要件を弾力化する措置が講じられる場合には、住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除し切れなかった額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除することができる期間を令和16年度までとする措置を講じるものでございます。

以上、今回の税条例の一部改正の概要を説明させていただきました。

それでは、議案に戻っていただきまして、附則の説明をさせていただきたいと思えます。議案48ページから3枚めくっていただいた右ページの下ほどになります。附則ということで、施行期日等があります。

第1条は、この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するということで、(1)の第1号から次ページの(6)の第6号まで、それぞれ改正条項の施行日を規定いたしております。1号では令和2年10月1日、2号では令和3年1月1日、3号では令和3年1月1日、4号で令和3年10月1日、5号で令和4年1月1日、6号ではここに規定する施行日の属する年の翌年の1月1日というように、それぞれの施行日を規定いたしております。第2条は、延滞金に関する経過措置でございます。第3条、第4条は、町民税に関する経過措置でございます。第5条は固定資産税に関する経過措置でございます。第6条、第7条は町たばこ税に関する経過措置でございます。第8条から第11条は、先ほど概要で説明いたしました改元の整理、対応など定めておりますので、御清覧をいただきたいと思えます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第49号

○議長（中井 勝君） 日程第9、議案第49号、新温泉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う改正及び令和2年度国民健康保険税率の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、税務課長が説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（中井 勝君） 長谷阪税務課長。マスクをつけとって、すごく息苦しく聞こえるけども、ゆっくりとしゃべっていただいたら、そんなには息苦しくないかな。聞いとるほうが何か息苦しくなります。

どうぞ。

○税務課長（長谷阪仁志君） それでは、議案第49号、新温泉町国民健康保険税条例の一部改正について説明をさせていただきます。

それでは、説明の都合上、審議資料の57ページを御覧ください。国民健康保険税条例の一部改正の概要でございますが、1つ目は、課税限度額の見直しでございます。基礎課税額の負荷限度額を本年も引き続き、2万円引き上げ、63万円とするものでございます。これは、保険税率の引上げで必要な保険税収入を確保することとなれば、高所得者層の負担と比較して、中間所得者層の負担がより重くなることから、負荷限度額を見直しをするというものでございます。基礎課税額を2万円引き上げ、63万円とし、介護納付金課税額については据置きを今までしましたけども、今年は1万円引き上げ、17万円とし、全体で99万円とするものでございます。

2つ目は、軽減基準額の見直しで、国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯を拡大するため、軽減判定所得を引き上げ、救済するものでございます。5割軽減の軽減基準額を昨年28万円を28万5,000円に、2割軽減の軽減基準額を51万円を52万円に引き上げるものでございます。

3つ目に、令和2年度国民健康保険税の税率の見直しでございます。この見直しの概要につきましては、58ページの税率算定資料で説明をさせていただきます。

1、納期等につきましては、昨年と変わっておりません。

2の負荷限度額につきましては、先ほど説明したとおりでございます。

3、低所得世帯に対する均等割及び平等割の減額につきましても、先ほど説明した内容でございます。

4の令和2年度国民健康保険税の税率算定に係る算定基礎につきましては、医療・支援金分では、昨年に比べ、世帯数が20世帯、被保険者数が89人減少しております。課税対象所得金額は、5%減少いたしております。これは、主に世帯、被保険者数の減少が要因と考えられます。その下の表で介護分につきましても、世帯数、被保険者数が減少しており、課税対象所得金額も減少いたしております。

5の国民健康保険税の税率についてでございますが、59ページの資料で説明させていただきます。この表は、国民健康保険税の税率を年度ごとで表しております。

1、医療分の令和2年度の欄を見ていただきますと、本年度はコロナウイルス感染症の影響を鑑み、基金を9,000万円取り崩して、繰入れするよう計算をいたしております。所得割額では4.4%で2.1%の減、1人当たりの均等割額は1万5,000円で8,200円の減となり、1世帯当たりの平等割額は1万1,100円で6,300円の減となります。その右の欄には平均税額の1世帯当たりの額を表示しております。5万6,855円で、昨年より3万860円の減額となります。1人当たりでは、3万5,418円で、1万8,512円の減額となります。表の右に、7割軽減の欄があります。世帯数は4世帯の増、579世帯となります。その右の欄の5割軽減では、世帯数は21世帯増となっており、2割軽減世帯では8世帯の減となっている状況でございます。これらの軽減のそれぞれの額につきましては、新旧対照表の52ページから55ページに記載しておりますので、また御清覧をお願いしたいと思います。

この表の一番下の本年度の税額の調整でございますけれども、去る5月22日に国保運営協議会で諮って決定をいただきましたとおり、コロナウイルス感染症の影響を鑑み、引下げを基本とし、基金9,000万円を投入して、昨年よりかなり引き下げるという国保税額になっております。兵庫県下でもかなりの低いトップのほうの状況となっております。詳細は、表の左下、平成31年度の欄を見ていただきますと、平均税額が1、医療分から3の介護分まで全体での1世帯当たりの合計額は11万8,602円となり、2万5,691円の減額で、17.80%の大幅な減少となっております。1人当たりの金額は8万1,155円となっております。

それでは、新旧対照表の50ページをお開きください。右側の改正案を見ていただきますと、第2条第2項では課税限度額を63万円に引き上げる改正、第4項では介護納付金限度額を17万円に引き上げる改正を行うものでございます。中ほどの第3条では医療分の所得割額の税率の改正、第4条で、均等割額を先ほど表で説明いたしましたとおり、1万5,000円に変更するものでございます。第5条では世帯別平等割額の変更でございます。第1号では特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の金額を1万1,100円に変更するものでございます。51ページ中ほどの第2号の特定世帯の金額5,55

0円は、1万1,100円の5割の額となっております。次の第3号の特定継続世帯の1万1,100円の4分の3の額で、8,325円となります。第6条から第7条の2までが、後期高齢者支援金の率の変更でございます。52ページの第8条から第9条の2までが介護分の率の変更となっております。同ページの第23条には軽減額を記載いたしております。第1号が7割軽減の額の変更を記載しております。次ページ、53ページの第2号が5割軽減の額の変更、次ページの54ページには第3号に2割軽減の額の変更を記載いたしております。

それでは、また議案に戻っていただきまして、附則の説明をさせていただきます。

1の施行期日で、この条例は公布の日から施行する。ただし、附則第5条及び第6条の改正規定は、土地基本法の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行日の属する年の翌年の1月1日から施行するということになっております。

2の適用区分でございますが、改正後の新温泉町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるということでございます。

条例の改正案については、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第50号

○議長（中井 勝君） 日程第10、議案第50号、新温泉町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、

通知カードが廃止されるため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、町民安全課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） それでは、議案第50号、新温泉町手数料条例の一部改正について説明をさせていただきます。

提案理由につきましては、今町長が申し上げたとおりでございます。

説明の都合上、審議資料の61ページを御覧ください。

改正の背景について、御説明を申し上げます。改正の背景の欄を御覧ください。1つ目は、制度施行後に全国住民にマイナンバーを通知するほか、まず必要となる職場等へマイナンバーの提出時に証明書類としての役割を担ってきたものでございます。2つ目が、転居時等における記載事項変更手続が住民及び市町村職員の双方に負担となっておるといってございます。3つ目に、国において、デジタル化推進の観点から、公的個人認証が搭載されたマイナンバーカードへの移行を早期に促していくべきとの議論がなされたということでございます。よって、通知カードと記載事項変更等の手続を廃止して、負担軽減とマイナンバーカードの普及を目指すということで、国が普及を図られるということでございます。

下のマイナンバー法の一部改正の表を御覧ください。マイナンバー法の改正によって、1つ目に、マイナンバーの番号は、通知カードによらず通知をしていきます。2つ目に、通知カードの記載事項変更等の手続を廃止をしていきます。3つ目に、施行時時点で交付されている通知カードは、その記載事項に変更がない、または正しく変更手続が取られている限りは、マイナンバーの証明書類として引き続き利用ができるというものでございます。

次に、62ページを御覧ください。通知カードについて説明をしてみたいと思います。通知カードについては、記載のとおりでございます。マイナンバーを証明する書類ということでございます。通知カードの廃止については、令和2年5月25日に廃止され、マイナンバーの通知は以後は個人番号通知書を送付する方法に変わってまいります。

63ページを御覧ください。個人番号通知については、見本のとおりでございます。通知カード廃止後も通知カードに同封されたマイナンバーカードの申請書は引き続き利用が可能です。その申請書の見本は62ページのとおりでございます。

審議資料60ページの新旧対照表を御覧ください。ただいま説明しましたとおり、令和2年5月25日より通知カードの再発行を行わないため、手数料条例別表12の項に定める通知カードの手数を削除するものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 51 号

○議長（中井 勝君） 日程第 11、議案第 51 号、新温泉町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、所要の改正を御提案申し上げます。

内容につきまして、町民安全課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） それでは、議案第 51 号、新温泉町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について御説明を申し上げます。提案理由につきましては、今町長が申し上げたとおりでございます。

本条例は、消防団員等の応急処置の業務に従事した者に係る損害補償を的確に実施し、併せて、公務上の災害を受けた消防団員並びにその遺族の福祉向上に寄与することを定めた条例でございます。

説明の都合上、審議資料の 69 ページを御覧ください。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の概要でございます。御覧ください。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額の改正を行うものでございます。また、民法の一部を改正する法律により法定利率が改定されることに伴い、障害補償年金前払い一時金等が支給され

た場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率の改正を行うものでございます。

2の改正の概要でございます。(1)補償基礎額の改正の表を御覧ください。階級、勤続年数に応じて、表①のとおり改正を行います。また、②のとおり、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を8,800円から8,900円に引上げを行います。

審議資料64ページから68ページに新旧対照表をつけておりますので御覧ください。第5条が補償基礎額に関する条項でございます。附則の第3条第4、第5項第2号と附則の第4条第7項第2号が法定利率に関する事項、別表が補償基礎額表となっております。

議案に戻っていただきまして、附則で、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は令和2年4月1日から適用することとしております。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第52号

○議長（中井 勝君） 日程第12、議案第52号、新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、児童福祉法施行令等の一部を改正する政令に伴う兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱の一部改正により、福祉医療の低所得者判定基準について所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、健康福祉課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 議案第52号、新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正について説明をさせていただきます。提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりであります。

時間の関係上、審議資料の72ページを御覧いただきたいと思います。新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正の概要についてということで掲載させていただいております。

改正理由につきましては、児童福祉法施行令等の一部を改正する政令第2条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正によりまして、指定自立支援医療等に係る負担上限月額算定方法におきまして、合計所得金額から公的年金等の所得を控除することとされました。7月1日施行ということになっております。福祉医療の低所得者の判定基準につきましては、施行令に準拠しているということとを踏まえまして、所要の改正を行うものであります。

改正の概要としましては、先ほど言いましたように、低所得者の判定基準における合計所得金額から公的年金等の所得を控除する、その他の規定の整備を行うということで、下のほうに事例ということで計算例を挙げさせていただいてます。所得判定対象者に年金受給者が含まれる場合ということで、低所得者の関係で、例として非課税世帯で年金収入が76万円の64歳の方の場合、年金収入が76万、①ということで挙げられます。②ということで、年金等の控除額ということで、76万円の場合、70万円が控除という金額になってきて、その差引き金額が③の合計所得金額の雑所得ということで6万円ということになってきます。従前でしたら、①の年金収入プラス合計所得金額6万円を足したところで82万円となりまして、低所得者の関係でしたら80万円ということで、80万円を超える関係で非該当ということになります。改正後は、その合計所得金額が年金の関係が除くというふうなことになりますので、76万円ということで、低所得者に該当するということになります。ちなみに、福祉医療の関係ではこの該当する方はいらっしゃいません。

それでは、新旧対照表、70ページに戻りまして、概要にありましたように、70ページ、第2条第1項17号で、低所得者の年金受給者の合計所得金額で年金所得を控除するということを加えました。別表3では、合計所得金額の規定が条文中にあるということで削除いたします。

一部を改正する条例に戻りまして、附則で、この条例は令和2年7月1日から施行するいたします。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。15分まで。

午後2時02分休憩

午後2時15分再開

○議長（中井 勝君） 休憩を閉じ、再開します。

日程第13 議案第53号

○議長（中井 勝君） 日程第13、議案第53号、新温泉町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行及び介護保険料の徴収猶予に関する規定を整備するため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、健康福祉課長が説明をいたします。よろしく願います。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 議案第53号、新温泉町介護保険条例の一部改正について説明をさせていただきます。提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりであります。

時間の関係上、審議資料の76ページをお開きいただきたいと思います。今回の改正につきましては、介護保険料の1号保険料について、昨年10月に導入された消費税の引上げの分を財源とし、世帯全員が非課税者である低所得者の保険料の軽減を完全実施ということで行うものであります。65歳以上の第1号被保険者の保険料は、新温泉町で介護保険料のサービスに応じて必要な費用などから算出された基準額を基に、所得に応じて決まってきます。新温泉町の基準額は6万3,120円ということで、その表の第5段階を1.0の率としておりまして、段階ごとに第1段階から第9段階まで率を掛けた金額が介護保険料となります。

左上の①現行、平成27年度からでは、基準率の0.5が0.45となっており、昨年は②の令和元年度に改正を行ったものであります。今回は、③の令和2年度、第1段階から第3段階までが改正ということになります。第1段階が0.375が0.3に、第2段階が0.625が0.5に、第3段階が基準率が0.725が0.7の改正となってきます。

率の変遷について、下のほうのグラフで説明させていただきたいと思います。左下の

第1段階の図を御覧いただきたいと思います。①では、現行は平成27年の基準率の0.5が0.45になっております。②では、令和元年度に基準率0.45が0.375となりました。③では、今回、令和2年度の完全実施で0.3となります。第2段階の図を御覧いただきたいと思います。②では、令和元年度、基準率0.75が0.625になりました。③では、今回、完全実施で0.5になります。第3段階の図を御覧いただきたいと思いますが、②では、令和元年度に基準率0.75が0.725になりました。③では、今回、完全実施で0.7となります。なお、軽減された保険料につきましては、国が2分の1、県と町が4分の1ずつの負担となるものであります。

続きまして、76ページの、新温泉町介護保険条例における介護保険料の徴収猶予の概要について説明させていただきます。

制度の概要ということで、保険料額の基礎となる所得は前年の所得であり、賦課後、その後の負担能力に著しい変化があれば、支払いが困難となる場合もあり得ると。介護保険法第142条に、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、またはその徴収を猶予することができる」と規定されておまして、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策におきまして、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行うとされたことを踏まえて、介護保険料の徴収猶予に関する規定を追加するというので、合併前から徴収猶予についての条例の規定がなかったもので、このたび追加するというふうなものであります。

徴収猶予の対象となる第1号被保険者で、(1)で災害により、著しく損害を受けたこと。(2)で死亡したこと、心身に重大な障害を受け、長期間入院したことにより、収入が著しく減少したこと。(3)で事業または業務の休廃止等で著しく減少したこと。(4)で干ばつ等農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。(5)で町長が特に必要と認めることということで、次に申請手続につきましては、必要とする理由を証明すべき書類を添付して提出するというので、猶予期間につきましては、6か月以内ということにさせていただいております。

新旧対照表、73ページに戻りまして、条例第2条第1項では、平成32年度を令和2年度に改正します。第2条第4項は、第1段階から第3段階の改正について記載しておまして、基準額6万3,120円に率を掛けた分を、今年度の改正を追加したということでありまして、あわせて、徴収猶予につきましては第8条に記載しており、8条から14条までは1条ずつ繰り下げるものであります。

一部を改正する条例に戻りまして、附則で、この条例は公布の日から施行し、改正後の新温泉町介護保険条例の規定は令和2年4月1日から適用するというのにいたします。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第54号 から 日程第15 議案第55号

○議長（中井 勝君） 日程第14、議案第54号、町道路線の廃止について、日程第15、議案第55号、町道路線の認定についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、第一中土井西垣線の農村地域防災減災事業に係る緊急避難路整備に伴う町道改良及び町道の付け替えにより道路網の見直しを行い、機能的な道路網の整理をするため、また町道畑ヶ平線の県道供用開始（昇格）に伴い、道路網の見直しを行い、機能的な道路網の整理をするため、路線の廃止を御提案申し上げます。

また、議案第55号につきましても、第一中土井西垣線の農村地域防災減災事業に係る緊急避難路整備に伴う町道改良及び町道の付け替えにより道路網の見直しを行い、機能的な道路網の整理をするため、路線の認定を御提案申し上げます。

内容につきまして、建設課長が説明いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） それでは、議案第54号、町道路線の廃止について、並びに議案第55号の町道路線の認定について、併せて説明させていただきます。

このたび廃止する路線といたしましては2路線で、そのうち1路線は廃止して再び認定をお願いするものでございます。

まず、町道廃止についてでございますが、議案第54号ということで、整理番号353の町道第一中土井西垣線は、町長申し上げましたとおり、農村地域防災減災事業に係る緊急避難路整備に伴う町道改良及び町道の付け替えにより道路を廃止して、議案第55号のとおり、再度、町道認定を行い、道路網の整理をするものでございます。

また、次の整理番号373の町道畑ヶ平線は、先月の5月29日に県道若桜湯村温泉

線として、兵庫県により供用開始告示がなされ、県道に昇格したため、町道の廃止を行うものでございます。

次に、審議資料で説明させていただきます。よろしくお願いたします。ページ順ということで、まず78ページを御覧ください。町道の畑ヶ平線でございます。図面上側が北となります。町道畑ヶ平線の町道廃止ということでございますが、この町道畑ヶ平線は岸田の奥にある霧滝地区を通る県道から分岐して、畑ヶ平高原の大根畑にタッチして、鳥取県境に通ずる道路で当初は昭和40年に鳥取営林署により開設された林道でございます。昭和45年から町道として管理され、その後、畑ヶ平大根の生産が盛んになりますと、畑ヶ平高原の重要な産業拠点といたしまして位置づけられて、兵庫県が県道に格上げする方針を出されたところでございます。そのため、平成2年に兵庫県が県道認定の予定路線の告示をしまして、平成2年から平成13年度にかけて、霧滝地区側から県が代行事業として道路改良を進めてまいったものでございます。また、町側も平成10年度から平成13年度にかけまして、鳥取県側から道路改良工事を施行しまして、併せて引渡しの手続として、保安林解除や未登記整理などを行い、県道昇格に必要な書類等の整理をして、平成23年6月に正式に県道昇格の要望を行っていたものでございます。その後も県道昇格の願いをしておりましたところ、兵庫県がこのたび令和2年5月29日をもって、県道若桜湯村温泉線として供用を開始したことから、当該町道を廃止するものでございます。廃止する路線の区間としましては、起点が霧滝側で図面上側になりますが、県道との分岐点の岸田字横坂3842番6地先から、図面下側の畑ヶ平高原の県境が終点となる延長9,566.5メートルの破線の表示の路線になりますが、これを廃止するものでございます。

次に、79ページを御覧ください。この図面も上側が北になります。町道第一中土井西垣線は、前地区の町道となります。町内の道路となります。前地区の県道岸田諸寄線の集落中央辺りから公民館側へ約60メートル入ったところの防火水槽がある三差路を起点として、北側の町道前其の田線に連絡する路線で、平成24年から奥八田地区として取り組んでおります県営の農村地域防災減災事業の中の、前地区緊急避難路整備事業により、避難所である前地区の公民館へ通ずる避難路として現道の改良と起点側の一部を西へ振る法線で、図面の実線がその路線になります。但馬県民局の豊岡土地改良センターが事業主体で施行してございまして、このたび工事が完了し、延長165.5メートル、平均幅員3メートル道路として、安全で快適な避難路が整備されたものでございます。

廃止路線といたしまして、図面の括弧で廃止起点と記載しておりますけれども、前字中土井545番5地先を起点として、北側の町道前其の田線へタッチする波線の道路でございまして、括弧、廃止終点と記載しております前字西垣459番2地先を終点とする、延長169メートルで幅員が1.2メートルから5.9メートルの区間を廃止するものでございます。

また、認定する路線といたしましては、実線で記載しております区間となりまして、

認定の起点は、廃止と同じ前字中土井545番5地先でございます。また、終点は前字西垣449番3地先までとなりまして、延長165.5メートル、幅員3メートルから7.1メートルの区間となります。終点が変わることから、路線の廃止及び認定が必要となったものでございます。

以上、議案第54号の町道路線の廃止並びに議案第55号の町道路線の認定につきまして、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑は一括で行います。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） まず、最初の畑ヶ平については、県のほうに県道として昇格してということなので、これは町としての管理維持費を考えていくと非常にメリットがあるなという気がするのですが、全く問題がないんじゃないかなと思うんですけども、前については、これは今回の認定する道路の条件として、今回廃止が前提になるという法的というか、お金のなところの規制の中であるものなのか、実際に意図がちょっと分かりにくいところがあって、なぜかというところ、道路認定されてる延長っていうのも交付税に算入されてると思うんですけども、その中で実際に管理する費用が、交付税算入の規定の中で僅かでも、誰かが管理しなきゃいけないわけですから、集落が管理するか、町が管理するかっていうことになろうかと思うんですけど、それについて、廃止するっていうことについてのメリットについて、規定があるのか、また、メリットが別にあるのか、その辺りについて説明をいただきたいと思います。よろしく願いします。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 前地区の町道第一中土井西垣線につきましては、手法としましては廃止認定ということで、改良等を行って起点終点が変わった場合は、そういう手法を取らせていただいております。このたび廃止する路線の一部は、道路機能としては残りますけども、点線の重なってない部分でございますけども、終点側の、道路としては人が歩く程度の道で車は通れないという道路でございます。特に今後も改良の、その箇所については予定ございませんでしたので、町道としては廃止させていただきます。底地も里道ということもございまして、区の区長さんとも協議をいたしまして、里道として区で管理していただくということで、新しい付け替えの道路を町道として認定管理するということで協議を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） メリットっていうと。

はい。

○建設課長（山本 輝之君） 廃止するメリットっていうのは、町として管理はしませんけども、人が通れる道ですので、草刈り程度になりますけども、そういう点では地区でもらうということで、このたび改良で3メートル道路になりましたので、全体的に交付税の額としては増えていきます。ただし、廃止した分は確かに減ってきますけども、

町道の管理としては新しいほう側でさせていただくということで、地区とも協議をしたところでございます。全体的に交付税としては上がっていくというふうには考えております。

○議長（中井 勝君） 3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 道路改良したってということについての地区の合意とかについては問題ないと思うんですけども、道路を残すってということの中で、以前にもちょっと旧浜坂のほうで、本当に里道、1メートルぐらいの幅のものが道路認定されてたってようなこともあるし、現時点でもそれ多分残ってるんじゃないかなと思うんですけども、そういったことの中で、廃止をするということについてのメリットっていうのは、やっぱり意識する必要があると思うんですね。要は、町が管理すると費用がたくさんかかって困るんだということであれば、今回のように、畑ヶ平のような手法というのものもあるかと思うんですけど、ただ、廃止することによるメリット、町が管理しなくていいというメリット、逆に区のほうで管理してということのメリットなり、その費用なり利便性の面等を含めて、意識する必要があるんじゃないかなと。この資料を見させていただくと、幅が1.2メートルから5.9メートルということで、どれが5.9メートルでどれが1.2メートルなのかは分からないんですけども、歩く程度といいながら、今までも町道として認定されてて管理されてたということの中で、その廃止するってということ、そのもののメリットっていうことも、またデメリットっていうことも考える必要があると思うんですけど、それについての認識をお聞かせいただけたらありがたいです。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 町のメリットとしたら、この部分が管理しなくてよくなったということで、管理費用が減ってくるということがございます。この道路自体の1.2メートル程度のちょっと段差があって、歩く程度しかできないんですけども、その道路については、今後も改良の、そっちの路線については改良の計画もございませんので、このたびは付け替え道路のほうを町道認定ということで、旧路線は廃止させていただいたというものでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） お気持ちは分かるんですけど、私の中でちょっと整理していくのに、ただ、認定を廃止すれば、町としての管理費が少なくなるということだけでは、いろんな道路があると思うんですけども、その中で計画していく上で、要は道路認定を残すか残さないかっていうことについては、いろんな場所があると思うんですけど、その中で、実際には道路の延長であったり、面積っていうことがあるので、それがどれだけのお金的な動きがあるのかっていうのは分からないんですけども、少なくとも廃止するほうが区としてもいいし、町としてもいいというものが、トータルとしていいね、どちらでもいいね、どちらかでないとメリットはあるとは言えないんじゃないかなと思うので、今回、反対どうこうという話ではないんですけども、そこを意識した形で事

業というのを設定していただく必要があると思うので、御検討いただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 町道の認定に関しましては、旧町の町道については、そのまま引き継ぐということでさせていただきまして、今400キロメートル延長がございまして、なかなか細部まで管理の手が行き届かない点がございまして。その中で、集落等で管理していただけるものは、このたび廃止するということでございまして、それをさせていただきたいと思いますが、廃止につきまして、議員言われますように、そういう意識を持って、今後業務に当たってまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。いいですか。今、両方、54と55号、併せて一括で審議させていただいてますけど、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） それでは、質疑を終結いたします。

議事の都合で、討論、採決は議案ごとに行いたいと思います。

議案第54号、町道路線廃止について、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号、町道路線の認定についてを討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第56号

○議長（中井 勝君） 日程第16、議案第56号、新温泉町防災行政無線（デジタル同報系）整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、防災行政無線（デジタル同報系）整備工

事の請負契約を締結するにつき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、町民安全課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） それでは、議案第56号、新温泉町防災行政無線（デジタル同報系）整備工事請負契約について説明をさせていただきたいと思います。

説明する前に、まず、事業概要と進捗状況等について説明をさせていただきたいと思います。説明の都合上、審議資料81ページを御覧ください。

この防災行政無線のデジタル同報系整備事業は、平成28年度から5か年で整備を進めてまいりました。本年度が最終年度となります。全体事業費についてでございますけれども、5億8,700万円でございます。進捗状況等については、一番下の表のとおりでございます。令和2年度で100%の進捗ということでございます。

めくっていただきまして、82ページを御覧ください。工事概要でございます。2の工事概要でございますけれども、令和2年度は親局、中継局、再送信子局、屋外拡声子局等の整備を行います。工事期間は、契約締結の日から令和3年3月25日までとしております。

83ページを御覧ください。この83ページがシステムの系統図でございます。

引き続き84ページを御覧ください。回線構成図でございます。紫色の着色が本年度の施工箇所となっております。主に、温泉地域の屋外拡声子局をCATV回線からデジタル無線に変更するものでございます。

審議資料の80ページにお戻りください。5月25日に行いました見積りの公表調書でございます。

次に、議案に戻っていただきまして、契約の目的、新温泉町防災行政無線（デジタル同報系）整備工事。契約の方法、随意契約。契約の金額、1億6,170万円。契約の相手方、日本無線株式会社兵庫営業所、所長、竹ノ谷唯でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 訂正をしていただきましょうか、説明のときに。事業費総額。

○町民安全課長（小谷 豊君） 失礼しました。全体事業費を言い間違えておりました。5億7,800万円でございます。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 先日の総務産建常任委員会において、情報通信のプロジェクトの説明がありまして、その中で防災システムの取組について、暫定的な緊急措置として、屋内放送設備のない浜坂地域の3町内会の住民に対する戸別受信機購入に関わる町単独の補助事業についても併せて検討すると言われておまして、これを見ると、

それはちょっとどうも今回は入っていないようですが、今後、令和3年度とか、あるいはまた令和2年度の途中でそういった措置をするのか、お尋ねします。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 今回の工事については、今御質問があった戸別受信機等については、工事の中には入っておりません。戸別受信機等については、その3町内会をカバーすべきかどうか、以前から次の方策というか、そういう中で、携帯通信網だとかインターネット環境を利用したスマートフォンあるいはタブレット等を利用したアプリも選択肢の一つということで検討を進めておりますので、引き続きの検討とさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（中井 勝君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 災害は本当にいつ来るか分かりませんので、検討する、検討するですずっと続いているみたいですが、早急に行っていただきたいと思いますが、見通しというか、めど、いつ頃にはできるような感じの答弁はいただけないでしょうか。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 取りあえず、本年度の工事については今御提案申し上げておるとおりでございますので、次年度以降、その戸別受信機にすべきか、あるいはそういったアプリ等を補強してさらに拡充していくべきかということで、本年度、一定の方向性は出したいとは考えております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

9番、阪本晴良君。

○議員（9番 阪本 晴良君） 83ページのシステム系統図ってというのがありますが、もうちょっとこのところを説明してほしいなと思います。といいますのは、82ページの中段よりちょっと上ですけど、中継局の整備で浜坂地域の小枕中継局撤去と括弧書きでありますね、なのに、こっちのシステムのほうには、そのまま小枕中継局が役場からのを受けて浜坂地域には配信するということになっておりますが、また、役場から温泉総合支所なり草太山中継局っていうところに来とるんですけど、これはどういうふうなルートなりっていうか、いうことでできてるものでしょうか。

それと、もう一つは、トランペットのスピーカーでストレート型っていうのとデフレックス型っていうのがあるんですけど、この辺の違いはどのようなものでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） まず、系統図の関係でございますけども、小枕中継所につきましては、凡例のほうで撤去となっております、凡例は四角の右下が黒で塗り潰されているんですけども、これが一応撤去するということで、以前から御説明させていただいたと思うんですけども、小枕中継所はアナログの中継局でございますので、このデジタル化最終年にアナログの中継局については撤去をさせていただくということ

でございます。

あと、同じく温泉地域につきましては、その城山が今度デジタルの中継局になりますので、その中継局から草太の中継局、さらに温泉地域のそれぞれの拡声子局ということになっていますし、温泉地域の支所につきましては、ケーブルテレビの告知サーバーがございますので、一応そちらと本庁がつながっているというイメージでございます。

あと、トランペットのストレート型とデフレックス型っていうのなんですけども、外見は同じトランペットというかになってますけども、四角い音声出すところがあって、そのままトランペット型になってるのがストレート型、あとは、よくハンドマイクとかで拡声機で中にちょっとちっちゃい半分、何ていうんですかね、蓋したような形になっているのがデフレックス型というような、そういう機器でございます。

○議長（中井 勝君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） ストレート型っていうのは、遠くまで飛ばすのが役割としては、デフレックスは、やや幅広くするという役割の中で、このストレートとデフレックスというのが役割としてはあるということでございます。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

そのほか。

11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 質問がほかにありましたので、簡単に1点確認したいと思うんですが、従来から屋外の放送が届く範囲ということを申し上げてきました。少し離れたらやっぱり聞き取りにくい。今でもサイレン吹鳴とか、そういうのが聞き取りにくいという、僕の村でもそういうことがあります。現地でそのことの確認をしてくれと、そういうように以前申し上げたんですが、そういうことはされたでしょうか。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 一応、過去の設計の中で、今ある拡声子局を整備するという中で、若干追加の箇所等もございます。ただ、ちょっと個々の、何ていうんですかね、今言われとるように、具体的にどこが聞こえにくいとかいうような調査をしたかどうかまではちょっと確認できておりませんので、ちょっと確認したいと思います。

○議長（中井 勝君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 昨年、中村議員からそういう意見をいただきましたので、消防団には一応訓練のときに、どの程度聞こえてるのかということについては一度そういった消防団員に指示はしたところでございます。

○議長（中井 勝君） 11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 指示は出した、指示の結果をどう受けたかという。今回、機能がアップするのかどうか分らんけど、従来よりはアップするんだったらいいんだけど、要は、今回それがクリアできなければ、そのままずっといくことになるんですよね。だから、ぜひ、そのときも言ったと思います。消防団にお願いして確認してもらう、

その結果をちゃんと収集して、今ならまだ、ああ、ここに1個必要じゃないかとか、そのトランペットがもう少し、こう何ていうんだらう、強くというようなことができればいいんだけど、そういうことができる最終年度かなという気がしますので、ぜひその辺のあたりを再度早急にされたらどうかという気がいたします。

それと、町の情報化、緊急情報も含めて、情報化の中でやっぱりケーブルとの関わりというのが大きく、特に温泉地域はそういう中で来ました。それが屋外に直接ケーブル通信網じゃなくて直接受信できるようになりましたから、そういう部分では、ケーブルがこけても直に入るということがありますから、屋外には、とても大きなメリットだと思います。ただ、今回、防災行政無線ですから範囲がそこまでなんです、大きな情報化の中ではやっぱりケーブルテレビの方向というか、それはとても気になる場所ですから、今年度方針出るということですから期待しておりますし、要は、その段階ではやっぱり地域の話聞く、こんな方向にしたいと、こうするからってということにならないように、特にケーブルテレビはいろんなものがぶら下がってますからね、住民合意の中で物事を進めない大きな批判を受けることになりまますから、ぜひその辺は行政の勝手な、行政だけの理論にならないようにちょっと申し上げておきたいと思います。以上です。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 過去の流れというものをきっちり踏まえた上で、ケーブルテレビ、プロジェクトチームの論議をしていただいて、早急な方向性、それから地域の理解、得るようにやっていきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 消防団員等の調査の結果につきましては、再度私のほうで確認をさせていただきたいと思います。

なお、本年度一定の方向性というのは、戸別受信機、3地域の戸別受信機をどうしていくかというのと、あとは先ほど申しましたように、さらにこのシステムを補完するものとして携帯電話網、インターネット網を利用したアプリ、そういったものの導入について、一定の方向性を出したいということでございます。

○議長（中井 勝君） 9番、阪本晴良君。

○議員（9番 阪本 晴良君） ちょっともう1点確認をさせていただきたいと思うんですけども、今回のあれで、霧滝には設置すると、桧尾には撤去だけだということを聞かせていただいた、そこの設置基準っていいですか、もしそういうものの理由っていうんですかね、そこを分けた理由がもしあったら教えていただきたいのと、これの、何ていうだ、耐用年数は何年ぐらいなものなのか、ちょっと教えてください。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 一応、霧滝と桧尾につきましては、この当初計画のときから桧尾は撤去というような一定の方針が出ておったようでございますし、本年度も

一応住民の方がいらっしゃるかどうかということで確認はさせていただきました。一応、霧滝については住民票を置いとられる方がいらっしゃる、桧尾はいないということで一定の計画のとおりに進めてまいったということでございます。あと1個。

○議長（中井 勝君） 耐用年数。

○町民安全課長（小谷 豊君） すみません、耐用年数につきましては、個々のものについてはあれですけど、一応耐用年数表でいうと、機械ものは大体五、六年といったところではございますけども、当然それ以上に使用には耐えるものと考えております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第57号

○議長（中井 勝君） 日程第17、議案第57号、浜坂北小学校プール移転等改築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、浜坂北小学校プール移転等改築工事の請負契約を締結するにつき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、こども教育課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 松岡こども教育課長。

○こども教育課長（松岡 清和君） 議案第57号、浜坂北小学校プール移転等改築工事請負契約の締結につきまして御説明を申し上げます。説明の都合上、審議資料の85ページ、入札公表調書を御覧をいただきたいと思っております。

御覧いただきますとおり、5月27日に入札を実施をいたしております。記載のとおり、日興建設株式会社が落札をいたしております。

次に、工事内容についてでございます。少し見づらい図面で申し訳ございませんけれども、87ページが既存の全体の配置図、88ページが改修後の配置図、89ページが

詳細の平面図、それから90ページが建物の立面図となっております。

88ページを御覧をいただきまして説明を申し上げます。この88ページの図面の真ん中下辺りに、都市計画道路（浜坂駅港湾線計画線）と表示をいたしております。この下側がJR側になりますけれども、ここが起業地ということで県道敷になる部分ということになります。工事内容につきましては、右上に記載をしております。既設のプール、これが25メートルの6レーンと、浅い幼児用の小プールとなっております。この既設のプールと建物を解体撤去いたしまして、校舎東側の職員駐車場の場所にFRP製のプールということで、学校との協議に基づきまして、25メートルの5レーン、それに浅い2レーンを併設するという形で、今回整備するものであります。既設のプールの残地に遊具等を移設するというのも併せて行うものでございます。また、補助の要綱に沿って、シャワーのユニットであるとか、更衣室、トイレ、管理室等を整備をいたしまして、有事の際の貴重な水利ということの役割機能を持つことから、消火栓の採水口を設置をするということとしております。

既設のプールの取壊しにつきましては、夏休みを計画をいたしておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、夏季休業日の短縮が決定をいたしまして、今後、請負業者、それから学校、それから近隣の方々と協議を重ねまして、教育現場に配慮した施工計画を立てていく必要があると考えておるところであります。

審議資料の86ページにお戻りをいただきまして、中段より少し下に書いておりますけれども、今回、都市計画改良事業において支障となる用地の面積は、947.2平米となっております。工期につきましては、12月25日を予定をしております。兵庫県が予定をしている歩道等の整備工事に支障とならないように、11月を目途に解体工事を進めていければと考えておるところであります。また、新しいプールの利用開始につきましては、令和3年度を予定しているところであります。

議案にお戻りをいただきたいと思っております。1、契約の目的、浜坂北小学校プール移転等改築工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約の金額、1億8,183万円。4、契約の相手方、兵庫県美方郡新温泉町芦屋351番9、日興建設株式会社、代表取締役、済木昭光でございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 今後、施工計画を立てるということですが、大体の時期とか、もし分かれば。それから、今の夏の時期のプールの授業というのは大体いつからいつまでできそうなのか、お尋ねします。

それから、もう一つ、トイレが移転ということで、当然トイレが移転したら、洗面台とか、プールのトイレが移転というふうに、プール用のトイレもまた造られるよう

にたしか書いてあると思いますけど、手洗いの水道の蛇口について、ちょっと前に新型コロナの対策でテレビニュースがあったわけですが、今、大体普通蛇口っていうのは手指で開けて、手を洗ってまた閉めると、結局洗っても、また洗う前に手をつけた分の手がまたそこで戻るようになるんですけど、そのニュースで出た学校は、もう蛇口の部分を、そこを何か改造しまして、長い板みたいなものをつけて、肘とか手の甲とか、そういったところで蛇口の開閉をできるようにして、洗った後に手指にまた元の何かウイルスがついたら、それが見つからないような感じにできるような、そういうニュースがありました。そういったことで、せっかく新たにまた水道の蛇口が造られるんだしたら、そういった改造をしていただきたいと思いますけど、その辺りはどうでしょうか。

以上、2点お尋ねします。

○議長（中井 勝君） 松岡こども教育課長。

○こども教育課長（松岡 清和君） まず、工程についてであります。現在、小学校のほうからは、今年度はプールは実施可能ということで、今日もプールをしております。そういった中で、7月20日頃まではプールを使用したいということで聞いておるところであります。それから以降の解体作業ということになります。ただ、先ほど申し上げましたとおり、教室が近接しておるとい部分がありまして、新設のプールにつきましては支障がなく実施がしていけると判断しておりますけども、解体につきましては、やはり試験的な取壊しをしながら、状況を確認しながら進めていく必要があるなど考えておるところであります。時期は、先ほど申し上げましたとおり、現在、県から11月以降に歩道工事にかかりたいというお話がありますので、それまでに終わるように調整をしていきたいと考えておるところであります。

また、蛇口の関係につきましては、当然何を使うかということにつきましても、施工計画の中で業者から出てまいりますので、そういった中で、今言われた内容につきましても配慮していきたいと考えておるところであります。以上です。

○議長（中井 勝君） そのほか。ありませんか。

11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 現在のプールには小プールがあります。そういう部分で、小学生ですから小さいのから大きいのもあって、ちょっと深い2レーンも造ったりとかあるんだけど、要は浅い部分がちょっと不足すると違うかなと、そんな気を持ちました。浅いっていうのは、小プール、現在の。

それと、これはちょっとプールとは関係ないんですが、校庭から見るときに歩道橋というのはどういう形に、ちょっと直接じゃないんだけど、歩道橋がありますよね。歩道橋というのはどういうふうになってくるもんかなということもちょっと聞いておきたいと思っておりますし、校庭の進入路、今、マラソンとか、マラソンゲートじゃないけど、ああいうものがあるんだけど、そういうのっていうのは今回のこの改良の中で造られていくのかなということも聞いてみたいと思っております。

○議長（中井 勝君） 松岡こども教育課長。

○こども教育課長（松岡 清和君） 御説明申し上げましたとおり、現在は6レーンのプールと浅い幼児用のプールがあるという既設の状況の中で、設計段階で学校と協議をいたしました。こういったプールにしようということの中で、学校との協議の中では25メートルの通常の今行っているようなプールが5レーン、その横に浅いプールを2レーン併設するというので、そういったものにしてほしいんだという要望がありましたので、そういった要望に沿って、今回設計をしたところであります。

それから、歩道橋について、進入路についてどうなのかということにつきましては、実際に歩道整備が行われる段階で対応していくことになるのかなと考えております。以上です。

○議長（中井 勝君） そのほか。

14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） コロナというより暑い時期の工事になるということで、窓を開放して換気を行うというようなことで、施工と授業とが競合することになるのではないかと、その対策についてお聞かせください。

それから、プールがFRP製だということなんですが、この滑りであるとか、あるいは安全性、あるいは耐用年数、そういうことについてはどのような見解をお持ちなんですか。

○議長（中井 勝君） 松岡こども教育課長。

○こども教育課長（松岡 清和君） 冒頭から御説明しておると思いますが、確かに夏休み、授業がないときに取壊しをしたいということで計画をしておりました。ただ、夏休みが短縮ということの中で、当然授業をしながらの取壊しということになります。そういった関係で、先ほども申し上げましたけども、試験的な施工をしながら、どの程度が可能なかということであるとか、当然防音のフェンス等もするわけですけども、そういったことであるとか、取壊しの方法でも従来みたいにかんかんいう、そういったはつり工ではないものですから、そういった方法も検討しながら、試験的にしていく中で、じゃあ1週間で何日できるのかとか、時間的にどうなんだとかということも学校と協議をしながら進めていくということの中では、工期については8月末までには終わらずに継続する可能性もあるなということは考えておるところであります。

FRP製のプールが現在主流ということで、設計士からも聞いているところであります。耐用年数につきましてもコンクリートと同様で大差はないと考えておるところであります。以上です。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りをいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。本日の会議を散会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

次は、6月24日水曜日、午前9時から会議を開きますので、議会議事堂にお集まりください。長時間お疲れさまでした。

午後3時12分散会
